

官報

号外 昭和六十一年四月二十二日

○第百四回 衆議院會議録 第二十三号

昭和六十一年四月二十二日(火曜日)

議事日程 第二十号

昭和六十一年四月二十二日

正午開議

第一 研究交流促進法案(内閣提出)

第二 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 天皇陛下御在位六十年記念のための十

四及び一万円の臨時補助貨幣の発行に關する法律案(内閣提出)

第四 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その1)

第五 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その2)

第六 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その3)

第七 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その4)

第八 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その5)

第九 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その6)

第十 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その7)

○本日の会議に付した案件

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給

に關する法律の一部を改正する法律案(内閣

提出、参議院回付)

日程第一 研究交流促進法案(内閣提出)

日程第二 新住宅市街地開発法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

日程第三 天皇陛下御在位六十年記念のための

十萬円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に關

する法律案(内閣提出)

第四 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その1)

第五 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その2)

第六 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その3)

第七 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その4)

第八 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その5)

第九 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

庁所管使用調書(その6)

第十 昭和五十八年度一般会計予

算増額総調書及び各省各

(内閣提出)
中曾根内閣総理大臣の帰国報告についての発言
及び質疑

午後零時三分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

○議長(坂田道太君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、児童扶養手当法及び特

別児童扶養手当等の支給に關する法律の一部を改

正する法律案が回付されております。この際、議

事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異

議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支

給に關する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院回付)

○議長(坂田道太君) 児童扶養手当法及び特別兒

童扶養手当等の支給に關する法律の一部を改正す

る法律案の参議院回付案を議題といたします。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給

に關する法律の一部を改正する法律案の参議

院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意するに御異議ありま

せんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 研究交流促進法案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、研究交流促進法

案を議題といたします。

研究交流促進法

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 研究交流促進法案 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案

委員長の報告を求めます。科学技術委員長大久保直彦君。

研究交流促進法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大久保直彦君登壇〕

○大久保直彦君 ただいま議題となりました研究交流促進法案につきまして、科学技術委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、科学技術に関する国の試験研究について、国と国以外の者との間の交流を促進するため必要な措置を講じ、我が国の科学技術に関する試験研究の効率的推進を図るものとしてあります。

その主な内容は、

第一に、試験研究機関等において研究に従事する研究公務員に外国人の任用ができるようにすること、

第二に、研究公務員に職務専念義務の免除による研究集会への参加の道を開くこと、

第三に、国の委託研究または国との共同研究に従事するために研究公務員が休職により民間等に出向する場合、退職手当上不利にならないようにすること、

第四に、国の委託研究の成果から生まれた特許権等に関する取り扱いを改善すること、

第五に、外国政府等との共同研究の成果から生まれた特許権等について、当該外国政府等に対し、無償または廉価で使用させることができるようにするとともに、国際共同研究の実施に伴い生ずる損害賠償の請求権を放棄することができるようにすること、

第六に、国有の施設を利用して試験研究を行う者に対し、一定の条件のもとに当該施設を廉価で使用させることができるようにすること、

第七に、国は、国の研究に關し国際的な交流を促進するに当たっては、条約その他の国際約束を

誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持について、特別の配慮を払うものとする

こと

であります。

本案は、去る三月二十日に提出され、四月九日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、四月十日河野国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、その後、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、同月十八日質疑を終了し、同日、日本社会党・護憲共同より、研究交流に関する基本方針の規定を加える等の修正案が提出され、討論、採決の結果、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、研究交流を促進するに当たつての基本的考え方等に関する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 討論の通告があります。これを許します。小澤克介君。

〔小澤克介君登壇〕

○小澤克介君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま報告のありました研究交流促進法案に反対の討論をいたすものであります。

そもそも科学技術の研究交流は、人類の平和と福祉の向上のためにこそ促進されるべきものであつて、軍事目的の研究交流は国際的にも国内的にもむしろ抑止することこそが、平和憲法を持つ日本の義務でもあります。ところが、日本では、国家公務員一般と自衛隊員とは、今日まで法体系においても基本的に区別されてきたところであるにもかかわらず、本法案においては、他の国家公務員と全く同等の立場で自衛隊員が加えられ、陸海軍の共同研究体制が公然と整備されようとしております。

具体的に言えば、本法案第一条は、科学技術の概念に軍事技術を公然と含め、第五条から第九条

までは、防衛庁関係研究機関や自衛隊員と民間や外国の研究機関との共同研究を容易にし、さらに、第五条は、一般の研究公務員と自衛隊員がそれぞれその出向先で合流して共同研究を行うことを容易にし、また、第九条は、民間等に出向した自衛隊員が一般の国立研究機関の施設を使用し、研究することを容易にするものです。本法案は、まさに軍事研究交流法と言わなければなりません。

また、見逃せないのは、本法案は明らかに、目下アメリカから強く要請されているSDI研究開発への参加を容易に可能にするための法整備であることです。なにかんなく、原案にはなかったにもかかわらず、閣議において突如追加された「配属事項」第十条なるものは、既に内閣が武器輸出三原則を破つて推進している日米武器技術供与を土台に、日米安保条約と日米相互防衛援助協定及びそれに伴う秘密保護法等々を誠実に履行すべき義務を定め、あるいは先端技術の東の諸国や低開発国への流出の防止に努めることを要求して、いずれにせよ、SDI計画への参加を可能にしようとするための言語道断な条項であると言わなければなりません。

SDI、すなわち宇宙戦争構想なるものが、どんなに危険なもので、日本国民と世界諸国民をどんなに深刻な事態に追い込むものであるかは、委員会審議における参考人の陳述からも明らかになっております。この研究開発への参加が、宇宙の開発と利用は平和の目的に限るとする国会決議に真っ向から反するものであることは、小学生にもわかることであります。SDIが軍事目的のシステムではなく、平和目的のシステムであるなどということは、全くの詭弁にすぎません。左手に盾のみを持つ場合、これを防衛兵器と言ひ繕うことはできます。しかし、同時に右手に矛を持つならば、これは一体として機能することは明らかです。

これは、国会決議をほごにするばかりでなく、

憲法の第九条に反し、その上、軍事機密や企業機密の名のもとに研究発表の自由を制限して、学問の自由を保障した憲法第二十三条を無意味にし、また、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と定めた第十五条にも反して、研究公務員に特定企業への奉仕者、さらには特定外国への奉仕者になることを強いるものであります。

このような危険な法律案は、ぜひ不採択としていただくとともに、改めて科学研究者の地位に関するユネスコ勧告及び日本学術会議の一九七六年の勧告に基づき、科学研究基本法をこそ速やかに制定し、その上に、研究公務員の身分保障を定める研究公務員特例法をこそ制定すべきであります。

以上をもって、研究交流促進法案に対する反対討論といたします。(拍手)

○議長(坂田道太君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第二、新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長瓦力君。

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔瓦力君登壇〕

○瓦力君 たいだいま議題となりました新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

新住宅市街地開発法は、昭和三十一年に、健全な住宅市街地の開発及び住宅に困窮する国民のための居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図ることを目的として制定され、以来、今日に至っているものでありますが、近年、新住宅市街地開発事業について、地域整備上の要請に即した魅力的な町づくりの建設、住宅の近くの雇用の場の確保などの要望が高まっております。

本案は、このような状況に対処し、健全な住宅市街地の開発を図るため必要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和する特定業務施設を新たに事業地内に立地できるものとしております。

第二に、準工業地域が定められている区域を含む区域について、新住宅市街地開発事業を施行することができるようになっております。

第三に、住区をおおむね六千人からおおむね一万人までが居住することが出来る地区とするものとしております。

第四に、建築義務期間を二年以内から原則として三年以内に延長するものとしております。

本案は、去る三月十二日本委員会に付託され、四月十六日江藤建設大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十八日質疑を終了、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、新住宅市街地内の

特定業務施設の適正配置等三項目の附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第三、天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長小泉純一郎君。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○小泉純一郎君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、政府が、現在、臨時通貨法によつて発行を認められております五百円以下の臨時補助貨幣のほか、天皇陛下の御在位六十年を記念して、特別に十万円及び一萬円の臨時補助貨幣を発行することとし、他の臨時補助貨幣の例にならぬ、その法貨としての通用限度をそれぞれ

二百万円及び二十万円とするともに、十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の素材は、それぞれ金及び銀、量目は、それぞれ二十グラムとし、品位及び形式は、政令で定めることとしております。

本案は、四月十八日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行い、質疑終了後採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その三)

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その三)

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その三)
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その三)
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その四)

○議長(坂田道太君) 日程第四、昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)外二件(承諾を求める件)、日程第五、昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)外五件

び各省各庁所管使用調書(その二)外二件(承諾を求める件)、右六件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長角屋堅次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○角屋堅次郎君 たいだいま議題となりました予備費等各件について、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これらは、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

そのうち、昭和五十八年度の予備費等(その一)は、昭和五十八年四月から十二月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費並びに河川等災害復旧事業等に必要経費等三十件で、その使用総額は七百二十一億九千九百九十九万四千七百九十九円とあります。

特別会計予備費は、農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等三特別会計の三件で、その使用総額は十七億九千九百九十九万四千七百九十九円とあります。

特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額は、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費等六特別会計の十件で、その増加の総額は八十八億二千六百万円とあります。

次に、昭和五十八年度の予備費等(その二)は、昭和五十九年一月から三月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費及び国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費等二十六件で、その使用総額は千二百二十五億二千九百九十九万四千七百九十九円とあります。

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)外五件

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号

昭和五十八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めめるの件)外五件 外国弁護士による法律事務の取扱ひに關する特別措置法案

六八六

特別會計予備費は、食糧管理特別會計輸入食糧管理勘定へ繰り入れに必要な経費等四特別會計の六件で、その使用總額は千七百十五億五千五百万円余であります。

特別會計予算總則第十一條に基づく経費増額は、郵便貯金特別會計における支払利息に必要経費等の二件で、その増加の總額は九百六十八億三千三百万円余であります。

以上の各件は、去る六十年十二月二十四日、それぞれ委員會に付託されました。

委員會におきましては、昨四月二十一日各件について政府當局からの説明を聴取した後、質疑を行いました。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

同日質疑を終了し、討論に付しましたところ、自由民主党・新自由国民連合及び民社党・国民連合は各件に賛成、日本社会党・護憲共同及び公明党・国民會議は各件に反対、日本共産党・革新共同は、昭和五十八年度一般会計予備費(その1)、昭和五十八年度特別會計予算總則第十一條に基づく経費増額(その1)及び昭和五十八年度一般会計予備費(その2)に反対、他の各件に賛成の意見をそれぞれ表明されました。

次いで、採決の結果、予備費等各件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。まず、日程第四の三件中、昭和五十八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)及び昭和五十八年度特別會計予算總則第十一條に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)の両件を一括して採決いたします。

兩件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、兩件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第四のうち、昭和五十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第五の三件中、昭和五十八年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第五のうち、昭和五十八年度特別會計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)及び昭和五十八年度特別會計予算總則第十一條に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)の両件を一括して採決いたします。

兩件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、兩件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

○櫻井新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、外国弁護士による法律事務の取扱ひに關する特別措置法案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(坂田道太君) 櫻井新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

外国弁護士による法律事務の取扱ひに關する特別措置法案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 外国弁護士による法律事務の取扱ひに關する特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長福家俊一君。

外国弁護士による法律事務の取扱ひに關する特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔福家俊一君登壇〕

○福家俊一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員會における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における國際交流の活発化に伴う國際的法律事務の増大とこれに対する的確な対処が不十分である現状等にかんがみ、渉外的法律關係の安定を図り、あわせて、外國における日本法に關する法律事務の取扱ひの充実に資するため、相互の保証のもとに、外國の弁護士となる資格を有する者が國內において外國法に關する法律事務を取り扱うことができる道を開き、かつ、その法律事務の取扱ひを弁護士の例に準じて規律する等の特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けた者は、外國法律事務弁護士となることができるものとすること、

第二に、右の承認及び登録を受けるための要件は、相互主義の要件を満たす外國の弁護士となる資格を有し、かつ、当該外國において五年以上の実務経験を有するもの等とすること、

第三に、外國法律事務弁護士は、我が國の弁護士と同様の使命及び職責を有するものとするとともに、我が國の裁判所における訴訟手続の代理等一定の法律事務を除き、原資格を取得した外國の法に關する法律事務を行うことを職務とするものとすること、

第四に、他の外國の弁護士となる資格を有する等一定の要件を備える外國法律事務弁護士は、法務大臣の指定を受ける等の手続を経たときは、指定を受けた外國法に關する法律事務についても行うことができるものとすること、

第五に、外國法律事務弁護士の權利及び義務は、我が國の弁護士の例に準ずるものとすは、外國法律事務弁護士の名稱、事務所、我が國の弁護士との關係等について、その特性に応じた規律をするものとすること、

第六に、外國法律事務弁護士は弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとす、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、連絡及び監督に關する事務を行うものとすること、

第七に、外國法律事務弁護士の登録及び懲戒に關する処分の適正を図るため、日本弁護士連合会に外國法律事務弁護士登録審査会、同綱紀委員會及び同懲戒委員會を置くものとす、弁護士、裁判官、檢察官、政府職員及び学識経験者がその委員となるものとすること、

等であります。

委員會においては、去る四月十一日鈴木法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等慎重審査を行い、本日質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○櫻井新君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(坂田道太君) 櫻井新君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君)

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長山崎拓君。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山崎拓君登壇〕

○山崎拓君 ただいま議題となりました労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第一に、年金たる保険給付の給付基礎日額について、労働者の年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定めること。

第二に、労働者が所定労働時間の一部について休業した場合の休業補償給付及び休業給付の額は、休業による賃金喪失分の六〇%とすること。

第三に、休業補償給付及び休業給付は、監獄等に収容されている者に対しては支給しないこと。

第四に、通勤災害について、通勤経路からの逸脱または中断後の往復が通勤とされる行為の範囲を、日常生活上必要な行為であつて労働省令で定めるものとすること。

第五に、事業主が故意または重大な過失により労働保険の給付を怠つて期間中に生じた事故について、保険給付を行ったときは、政府はその費用の全部または一部を事業主から徴収することができること。

第六に、継続事業のメリット制度の適用範囲を拡大し、使用労働者数二十人以上の事業場とする。とともに、有期事業のメリット取支率についても所要の改正を行うこと。

第七に、労働保険の保険料の納付の系統について、口座振替による納付の方法を導入すること等であります。

本案は、去る四月七日に付託となり、八日林労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

内閣総理大臣の発言(帰国報告について)

○議長(坂田道太君) 内閣総理大臣から、帰国報告について発言を求められております。これを許します。内閣総理大臣中曾根康弘君。

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 私は、今般、国会のお許しを得て、四月十二日から十五日まで安倍外務大臣とともに米國を訪問し、レーガン大統領と二度にわたる会談を行ったほか、米國議会上下両院の指導者と懇談し、四月十五日に帰国いたしました。ここに、その概要を御報告申し上げます。

私の今回の訪米の主な目的は、貿易経済問題を初めとする日米関係全般に関し、レーガン大統領との間で幅広い意見交換を行うとともに、三週間後に迫った東京サミットの成功に向け日米間の協力を確認し、さらに、世界的な広がりを持つ日米両國間の協力関係につき同大統領と話し合うこととでありました。二回の会談での率直な意見交換を通じてこのような所期の目的は十分達成され、実り多い訪問でありました。特に、第一回の首脳会談のためにレーガン大統領夫妻よりキャンプ・デービッドの山荘に招待され、大統領との不動の友情と相互信頼関係を確認することができました。

これは、ますます緊密化する日米関係を象徴するものとして、私の大きな喜びとするところであります。(拍手)

レーガン大統領との会談においては、日米両國の大きな関心事である経済問題に関し、レーガン大統領以下米政府首脳より、MOSS協議や円ドル・レート等に関する最近の成果への積極的評価の表明とともに、先般の国際協調のための経済構造調整研究会報告書を、日本経済を国際経済に調和させるための歴史的的一步として高く評価し、同報告書の諸提言の実施への強い期待感の表明がありました。また、レーガン大統領よりは、議会における保護主義と断固闘っていくとの強い決意の表明がありました。

これに対し私よりは、保護主義と闘うレーガン大統領を最大限支援する旨述べるとともに、経済構造調整研究会報告書を参考として我が國の経済構造調整を推進すべく、推進会議を設け、政府・与党の協力のもと、現在の膨大な経常収支の不均衡に関し、適正バランスを回復することを國民的目標として樹立し、当面実施すべき政策、中期長期に検討、措置すべき政策を策定し、順を追って適切に推進していく旨説明し、レーガン大統領は私のこのような姿勢を歓迎いたしました。

また、レーガン大統領と私は、日米経済関係における最近の進展をより確かなものとし、米議会における保護主義を防止していくため、両國間の協議、対話を一層強化すべき点で意見の一致を見、MOSS協議の継続及び日米構造問題対話の開始を確認いたしました。また、個別問題についても、引き続き協議を通じて解決を図っていくこととなりました。この関連で、私は、今次訪米中、二十名を超える上下両院の有力議員と昼食をともにしつつ懇談を行いました。これは米議会の日米経済問題に対する認識を深める上で大きな成果を挙げ得たものと考えております。

レーガン大統領と私は、五月の東京サミットが、先進國、開發途上國を問わず世界の諸國民に

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 中曾根内閣総理大臣の帰国報告についての発言 帰国報告についての発言に對する塩川正二郎君の質疑

六八八

将来についての明るい展望と自信を与えることになるよう協力すること意見の一致を見ることが、自由貿易推進のためガット新ラウンド交渉の促進が必要である旨再確認いたしました。また、国際通貨問題、国際開発金融機関等についても有意義な意見交換を行いました。

平和と軍縮の問題については、私より、東西関係の安定と核兵器の大幅削減を目指すレーガン大統領の強い決意に敬意を払い、昨年の米ソ首脳会談により弾みを与えられた米ソ対話が今後着実に進展することを強く希望する旨表明いたしました。レーガン大統領と私は、この問題に関して、自由主義諸国が引き続き緊密な意思の疎通と協調を維持していくことの重要性を再確認いたしました。この関連で、私より、アジア地域に十分配慮しつつINFのグローバルな全廃を目指す大統領の努力を高く評価している旨述べました。また、SDIについては、官民合同調査団の報告をよく研究の上、政府内で我が国の対応につき慎重に検討していく旨説明いたしました。

なお、地域問題についての話し合いで、私はレーガン大統領とともに、アキノ政権のもとにおけるフィリピンとの発展と安定のための日米両国の一層の協力の必要性、及び開発途上国の経済状況や累積債務問題についての日米それぞれの貢献の必要性を確認いたしました。

また、日米間の相互理解を今後一層促進するとの観点から、今次訪米の機会に、私は日米友好基金に對し三百万ドルの資金を贈与する旨の意向を表明いたしました。

私は、今次訪米を通じて、日米関係が今や真に世界的広がり重要性を有するに至っていることを痛感いたしました。日米両国の国民が力を合わせて世界の諸国民の平和と繁栄に多大の貢献をなし得るよう努力をしていくことがますます必要となっており、私は、以上の次第を国会を通じて国民の皆様に御報告申し上げ、引き続き国民の皆様への御支援と御理解を賜りますようお願いいたします。

します。(拍手)

内閣総理大臣の発言(帰国報告について)に対する質疑

○議長(坂田道太君) ただいまの発言に對して質疑の通告があります。順次これを許します。塩川正二郎君。

(塩川正二郎君登壇)

○塩川正二郎君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表し、中曾根総理の訪米帰国報告に對し、質問を行うものであります。

私は、まず、中曾根総理並びに安倍外務大臣が東京サミットを直前にして、忙しい日程の中で、米ソレーガン大統領をキャンブ・デービッドの別荘に訪問され、極めて親しい友人同士の関係で二回にわたって率直な話し合いを行い、東京サミットの議長国として国際的な地ならしを行い、さらに、共和、民主両党の有力議員と懇談され、日米連携のきずなを一層強められたことに對し、深く敬意を表するものであります。(拍手)

しかしながら、幾つかの問題については、一部に誤解されている面があるように思われますので、今回の首脳会談の成果が国民に正しく理解され、今後の協力と支援が得られますよう、若干の問題について質問を行い、総理の率直な御所見を承りたいと存じます。

第一に、軍備管理及び軍縮並びにSDI問題についてであります。

米ソ間の軍備管理及び軍縮交渉は、昨年の米ソ首脳会談により弾みを与えられ、その後、両国より新たな提案がなされるなど、世界は今回の首脳会談の開催を期待しておるものでありますが、いまだ次回開催の見通しも明らかでなく、軍備管理・軍縮の分野の合意も予断を許さない状況にあります。しかも、その焦点は、米ソ間のSDI開発についてのものであると思えます。

長年にわたる核兵器の増産と改良が、米ソの対

立を一層激化している現実を見ると、SDIが米国の主張する核兵器の廃絶につながるものであるとする理念及び目的に照らせば、核兵器廃絶を願う我が国としては、早急に研究に取り組みべきであると考えます。また、SDIの開発は、予知せざる先端技術の水準向上にも寄与すると思っております。近く官民合同調査団の報告書も提出される予定であります。米ソ交渉の見通し及びSDI問題について、どのような話し合いが行われたか、お尋ねいたします。

次に、日米の経済問題についてであります。今回の首脳会談においては、日米間の経済問題が中心議題となり、幅広く、かつ深い意見の交換が行われたと聞いておりますが、米ソにおいて、五百億ドルに近い対日貿易赤字を背景とした根強い保護主義のために対日批判が絶えない状況にあります。また、本年秋には、アメリカは中間選挙が予定されており、米国内における保護主義の圧力は今後ますます高まることが予想されます。

総理は、首脳会談後、共和、民主両党の有力議員を招かれ、多岐にわたる意見交換をされたこと聞いております。米国の世論を反映し、政策決定に多大の影響力を持つ議員との懇談については、私も大きな関心を持つものであります。

そこで、今回の首脳会談及び議員との懇談で、日米経済問題についてどのような議論がなされたか、特に通貨問題についてはターゲットゾーンなどが議題となったのか、また、具体的な貿易問題に關係してMOSS協議を今後とも行っていくのか、また行おうとするならば、その対象はどのようなものとなるのか、お尋ねいたします。

特に関心の強い問題として、総理が米ソ側に手渡された国際協調のための経済構造調整研究会報告書についてお尋ねいたします。

総理は同報告書の趣旨を大統領に説明されたことを受け、米ソ側が発表していることにより、日本は今や歴史的転換点にあり、經常收支不均衡の縮小を国民的目標とし、経済を内需振興型

とし、さらに輸入志向型へ転換していくことを提言したとして、右報告書が米ソで高く評価され、その実行に大きく期待しておる旨報道されております。この米ソ側見解をめぐって、我が国産業界、特に中小企業は、将来に大きな不安を持っております。

本報告書の内容を検討いたしますと、今後の我が国経済の方向が大筋として同報告書の方向にあると考えます。しかしながら、これを具体化していくには、厳しい転換を余儀なくされる個別経済分野も出てくるのであり、実行に当たっては、緻密な計画と十分な時間が必要であり、国民の理解と協力を得ることが大切であります。また、経済構造の転換には、重要な法制の改正が必要となりますので、政権与党たる自由民主党も十分な協議をなされることが肝要であります。

そこで、お尋ねいたしますが、総理の私的諮問機関から受けたこの報告書、国の総合経済政策の中でどう位置づけられるのか、また、いかなる方策でその内容を具体化されていくのか、この報告書をめぐってレーガン大統領との間にどのような議論がなされたのか、日米経済政策の調整問題について率直にお話を承りたいと存じます。

第三に、東京サミットについてであります。

東京サミットが世界の諸国民に明るい希望を与えるものとなるよう協力すること意見の一致を見たと言っておられます。しかし、現下の世界経済は御承知のとおり、幾多の困難な問題に直面しております。またさらに、我が国の經常收支不均衡に對しても、各国の関心はますます高まりつつあります。総理は、このような状況の中で、世界経済の成長に明るい見通しを与えるため、大統領とどのような話し合いをされたのか、また、総理は、平和と軍縮、東西関係の将来、フィリピン、中米問題等についても、幅広く意見を交換されたことと伺っております。具体的にどのような話し合いをされたか、お伺いいたします。

さらに、安倍外務大臣は、訪米後、引き続きO

EC D会議に出席され、東京サミットが成功するよう参加国外相等に国際的な根拠をされたと聞いております。多忙な日程、まことに御苦労さまでした。

各国の当局と話し合われた結果、東京サミットで西側の結束を固める意味においていかなる政治問題が焦点となるのか。また、特に最近、国際テロ活動が活発化し、非常に危険な状態にあることに對し、世界の平和と安寧を守るためにも、国際テロ活動に對抗する有効な措置を協議されることと思いますが、安倍外務大臣にこの点、お伺いたします。

最後に申し上げたいのであります。今や我が国は、自由世界の主要国として、国際協調のもと、世界の平和と経済の発展のために大きく貢献していかねばならぬ責務を負っております。しかし、我が国は、経済大国と言われ、世界の生産工場的な役割を果たしてききましたが、先般の日ソ漁業交渉、また日米航空交渉の推移等を見ると、我が国の国際交渉における非力さを痛感するのであります。我が国の正しい主張が世界各国に認められるためには、経済力のみが国力ではなく、我が国の国際的な地位をなお一層向上させていかねばなりません。

私は、この日本対米国、欧州をめぐる問題の背景には、双方の文化の相違が大きく作用しているように思うのであり、文化の交流をさらに進めていかねばならぬと考えます。明治の開国以来、我が先達は、多大の努力を傾注して西欧文明の吸収に努め、日本文化の理解を求めてまいりました。しかし、お互いが真剣に理解し合うためには、不断の努力と多年の歳月を要するのであります。

極めて感動的な一例であります。米国ニューハンプシャー州ボーツマス市に、日米慈善基金が明治三十八年、一九〇五年以来存在しているというのであります。この基金は、日露講和条約締結のためボーツマス市を訪れた小村寿太郎全権が講和

会議の後、ボーツマス市民にお世話になったお礼として一万ドルを寄附し、これが慈善基金のもととなって八十年後の今日まで続いており、日米友好のかけ橋となっているのであります。また、日本に留学した東南アジアの青年たちが、日本を正確に理解され、日本との交流のためにいかに大きく貢献されてきたか、私はその事例を多く知っております。今回、訪米に際し、総理が日米友好基金に三百万ドルを寄贈されることを表明されましたが、これが日米の交流に一層役立つことを願うものであります。

そこで、今後の日米欧及び諸外国に対する関係をさらに一層緊密なものとするため、文化の交流をいかに進めていけるか、お伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 塩川議員にお答えをいたします。

まず、米ソの軍備管理交渉の問題でございますが、私より、東西関係の安定と核兵器の大幅削減を目指すレーガン大統領の強い決意に敬意を払い、昨年の米ソ首脳会談により弾みを与えられた米ソ対話が、今後着実に進展することを強く希望する旨表明いたしました。平和と軍縮の問題に関して、自由主義諸国が引き続き、緊密な意思の疎通と協調を維持していくことの重要性を再確認したところであります。なお、この関連で、私から、アジア地域に十分配慮しつつINFのグローバルな全廃を目指す大統領の努力を高く評価し、引き続き努力をお願いした、そういうことでございます。

SDIの問題でございますが、私より、官民調査団に対する米側の協力を感謝をいたしました。三回の調査が終わったところでございます。この報告を参考としつつ、今後、この問題の処理について、我が政府内部において慎重に検討していく旨を表明した次第であります。レーガン大統領からは特別の発言はございませんでしたけれども、

大体今のSDIの情勢は、調査団の報告によりまず、アメリカとしては、一九九〇年代の初めごろ大統領や要路の当局者が判断を下す研究材料を今研究を進めてその資料を整えている、こういう状態、一九九〇年代の初めごろその開発やあるいは配備の問題が決定されるであろう、それまでの今基礎的な調査研究を行っている、こういうことであると考えております。

次に、日米の経済問題でございますが、我が国からは、今までの市場アクセスやアクシオンプログラム、あるいは果次にわたる関税の引き下げ等の状況を説明し、経済構造調整に対する段取りも説明いたしました。米国側の保護主義防壁のため、両国の話し合いをさらに一層強化して、保護主義防壁のために断固として闘い抜くということと一致したものでございます。

通貨問題につきましては、私自身も、首脳会談においても話をいたしました。急速な乱高下を回避しなければならぬ、安定することが大事である、そういうことを強調したところでございます。また、有力議員との懇談会におきましても、一部からはターゲットゾーンの話も出ましたけれども、私はむしろ、ターゲットゾーンとかレファレンスゾーンというのは無理である、それよりもいわゆるマネーゾーンのフレキシビリティと言われている調整弾力化、そういう改善が好ましいのではないであらうかということを説明したところであります。

いわゆるMOSS協議につきましては、新しい分野について、両国の事務当局において、何を選ぶか、今後相談していくということになったわけでありまして、

いわゆる経済研究、国際協調のための経済構造調整研究会の報告につきましては、この取り扱いを私は慎重にいたしております。まず、これは私的研究会の報告である、したがって、いわゆる国家行政組織法上の八条機関の答申とは違ひ、政府としては、これを参考にし、自主的にみずから

これは政策を練っていくべき性格である、与党とも十分調整をし、協力の上で、審議会にかくべきものはかけ、当面行うべきこと、中長期にわたる措置等について一つ一つ順次行っていくかなければならない、そのように考えておるところでございます。

そのため、本日、経済対策閣僚会議において、同会議に、関係閣僚を横断員として、自由民主党の役員等の出席を求め、推進会議を設置する、そしてその後の第一回会議におきまして、経済構造調整推進の基本方針を決定したところでございます。今後、この基本方針に沿いまして、関係審議会等における調査審議等を鋭意進め、与党とも十分連携を図りつつ、具体的な検討を行い、その結果を踏まえて適切に対処していきたいと考えておるところであります。

次に、東京サミットの問題でございますけれども、東京サミットに関しては、これを世界に希望を与える明るいサミットにしたいという点においては、レーガン大統領と一致をいたしました。アメリカ側は、全面的に日本側に対してもこの希望に対して支持を与えるということになったのでございます。

私は、今回の東京サミットは、従来のサミットと違って、やや重大な性格を持っておると思っております。昨年の九月以降の円ドルあるいは世界の通貨関係の変化、あるいは石油の低落、そのほかのいろいろな問題が起きております。そうして、国際協調はさらに積極的に進んでまいりました。国際的な金利の低下とか、あるいは通貨関係の調整であるとか、あるいはペーカール長官における債務国に対する措置であるとか、ともかく積極的な態度が打ち出されているわけでありまして、したがって、今後、東京サミットにおきましても、各国間の積極的な政策調整、それから積極的な構造改革、アメリカにすれば膨大な財政赤字、日本にすれば膨大な輸出超過、ヨーロッパにすれば科学技術や労働関係の構造調整の問題、あるいは

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 帰国報告についての発言に対する塩川正二郎君の質疑

六九〇

は途上国や債務国に対する対応、そういうような諸問題についてさらに協調して実を上げて、世界に希望を与える方向に進めていきたい、そして自由貿易体制をさらに推進するために、ガット新ラウンド交渉の促進が必要であり、そういう点において推進力たらん、こう考えておる次第であります。

次に、地域問題についてでございますが、特にアジア地域に配慮をしつつ、INFのグローバルな全廃を目指す大統領の提案につきまして、私はこれを評価したところであります。また、アキノ政権下におけるフィリピンの発展と安定のため、日米両国の一層の協力の必要性を確認したところでございします。

最後に、欧米諸国との文化の交流でございますが、確かに御指摘のとおり、非常に重要な問題が残されていると思っております。我々は、今までは、外国文化を吸収するに急でありまして、受信機は発達しているが、発信機は余りない、そういう意味において、発信をさらにする必要もあるものであります。両方のバランスをとるような努力を、政策的にも今後とも努力してまいりたいと思ひますし、あるいは文化の交流につきましても、留学生の増大であるとか学者間のフォーラムの設置であるとか、あるいはジャーナリストや学者の招聘であるとか演劇や芸術関係の交流であるとか、こういうような諸般の問題について、今後とも積極的に努力してまいりたいと思ひます。なおまた、民間レベルの交流も、姉妹都市等を通じて行われておりますが、さらに政府としても、これを奨励し、支援してまいりたいと思ひておる次第でございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)
○国務大臣(安倍晋太郎君登壇) 塩川議員の御質問にお答えをいたします。
まず、東京サミットの目的は、経済問題のみならず、時の国際政治問題あるいは政治情勢につき

まして、各国首脳間で率直な意見交換を行って、各国相互の立場に理解を深めるものであります。政治問題に関する議題は、現時点では未定でございます。現在では、首脳の個人代表が最後の詰めを行っておるわけでございますが、米ソ軍備管理交渉を初めとする東西関係につきましても、話題になるものと予想をされております。

次に、国際テロに関しましては、我が国は、国際テロは国際社会の平和と安定を損なうものであり、理由のいかんを問わず、いかなる形のテロ行為も断じて許すべきではないという基本的立場であります。したがって、国際社会全体の問題として、その再発防止のための国際協力を積極的に推進していく所存であります。また、サミットにおける本件の取り扱いについては未定であります。が、仮に本件が取り上げられた場合には、我が国としては、ただいま申し上げました観点に立つて建設的な討議が行われることを期待しておるのでございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 鳴崎議員。
○鳴崎議員登壇 鳴崎議員。
私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました今回の日米首脳会談に関連し、総理並びに関係閣僚に若干の質問をいたします。

現代の国際社会において、首脳同士が胸襟を開いて語り合うこと自体、大きな意義があり、回を重ねることも大切であることは言うまでもありません。しかし、今回の訪米は、東京サミットへの地ならしの課題を持っていたといえ、むしろ外交的な必然性より、衆参ダブル選挙、総裁三選に向けての政局の動向をにらんだ演出ではなかったかという疑問は、私一人ではありませんまい。

(拍手)首脳外交が単なる一つのショーであってはならないのであります。
ましてや、その際の発言が、外国向けと国内向けとに使い分けることは断じて許されません。今回の訪米に関する私の質問に対しても、従来と同様、いや先方にそうは言わなかったなど、恐らく中内外使い分けの答弁をなさるでしよう。恐らく中曾根総理として、外国に出かけていっての首脳会談は今回が最後だと思ひますが、その最後の舞台であなただの発言は、観客である国民、特に零細な中小企業者や農民など勤労国民にとって、拍手をするどころか、将来における重いツケを背負わされ、不安を拡大させただけなのです。総理、あなたの責任は重大です。

総理、あなたのための私的諮問機関、国際協調のための経済構造調整研究会が、四月七日、あなたに報告書を提出されました。そのいわゆる前川リポートなるものは、行政組織上からいってどのような地位にある文章なのですか。単に総理が勉強するための私的の文章と見てよいのか、それとも国の一つの政策として価値を持った文章であるとしてよいのですか。もし国の政策の基調となる提言とすれば、我が国は、大統領制でなく、議院内閣制をとっている関係上、当然、党内、部内、閣内の連絡調整、意見の一致のための努力を経て政策決定されるべきものであります。しかし、与党議員も知らないうちに、総理の私的委員会から提言されたものが国の政策に変わっていったということなのでしょいか。これは、議院内閣制度の根幹にかかわる問題でありますので、経構研報告の地位について明確なお答えを願ひます。(拍手)

総理、あなたは、経構研報告をアメリカにおいて国際公約されたのですか。これまでの報道によると、総理は、日米首脳会談で、経構研報告の実行は、百年ぶりの外科手術、党や官僚の抵抗を排して自分の責任でやり抜くと断言、文字どおり国際公約あるいは確約をしてきたとに伝えられております。総理は、十六日の首相官邸における政府・与党連絡会議でレーガン大統領との首脳会談に触れ、経構研報告は、我が国の中長期的経済政策の方向として大統領に紹介したにすぎない、アメリカ側に約束したものではないとの見解を表明

したと伝えられております。総理は、日本に帰り、アメリカ大統領に語った経構研報告の実行の確約の事の重大さに驚き、確約を隠すため、約束でなく中長期的と言つてごまかしているのではないですか。現に、四月八日、発表と同時にアメリカとECに説明員を派遣しているではありませんか。だから、米国はもちろん、世界各国は、中曾根首相は対米公約をしたと受け取り、外電はすべてそのように報道されているではありませんか。国際公約問題について明確な答弁を求めます。

(拍手)
経構研報告が米国から高い評価を得たとしても、この提言の内容は果たして実現できるものなのですか。経構研報告の問題意識は理解し得るとしても、それは抽象的なきれいなことを羅列しただけで、具体性が全く欠けております。これをどう実現するかの具体的対策がないではありませんか。また、関係省庁の対立一つとっても、実行の可能性のないことを実証していると言えらるるのではないですか。例えば、去る十三日の日米首脳会談で、日米間の貿易不均衡を是正するための構造調整協議会を設置することが合意されたことに對し、具体的にどのようなテーマで話し合うのか、日米間ではもちろん、日本の政府内部ですら十分に煮詰まらず、大蔵、通産は、新協議の場にさえ難色を示していました。関係省庁の対立をどのようにおさめるつもりなのか、この協議会についての大蔵、通産両大臣の御意見を承りたい。

また、経構研報告の実現のため日米協議会を設け、日本経済の構造改革を米国が監視するということになる、日本への内政干渉にならないのか。そのもとでは、米国の輸出攻勢で、日本農業は壊滅してしまうのではありませんか。中小企業も、次々と倒産の憂き目にさらされるのではありませんか。総理の御答弁を伺いたないのであります。(拍手)

報告は、対外不均衡の現状が経常黒字GNP比三％台という危機的状況にあるという認識から出

発している。ところで、根本的な問題点は、日本の大幅な経常黒字の原因は日本側にあり、この黒字を圧縮するのは日本経済の責任である、日本側の行動によってこれを解消しなければならぬという認識を、当然の基本的な前提としているように思われます。エコノミストや米国の中には、輸出超過が発生するのは、日本の貯蓄超過の結果であると論ずる者が少なくありません。この議論を承認するかのごとく、報告でも、貯蓄優遇税制の抜本的見直しの項だけが具体的に特記されております。しかし、この議論は全くの誤りであり、今日の日本の輸出超過は、決して貯蓄超過のため起こったものではありません。もしそういう状況であれば、日本経済は大変な不況になり、所得は減少し、失業が増大し、設備過剰が生ずるはずであります。

日本の輸出超過が急激にふえたのは、ここ三年間のことにすぎません。その間、設備投資はふえ、雇用も実質賃金も少しずつ改善してきたのです。経常収支の大幅黒字を生み出したのは、日本の貯蓄過剰によるものではなくて、日本の投資不足と米国の経済の運営の誤りによるものであります。米国のドル高、高金利、その背後にある米国の財政の大幅赤字による国債増発が元凶であります。米国の経済運営の誤り、それに基づく米国の異常な輸入超過を不問にして、日本側だけの行動で事態を正常化しようとするのは無理であります。なぜ米国の財政運営について注文をつけたのか。財政赤字の削減について確約もとらずに、国内対策としての経構研報告を米国側に示せば、一方的に日本が譲歩したことになるのです。この提言は、日本の輸出削減、輸入増だけで黒字を減らそうという極めて一方的な、日本に不利なものと言わざるを得ないのであります。総理の対米発言は重大な過失と言わざるを得ないと思われ、総理の明確な答弁を求めます。(拍手)

係はどうなるのですか。同報告書は、内需拡大のため、民活を呼び水に財政上のインセンティブが必要としているが、建設国債の活用には言及を避けています。政府の言う財政再建と報告の言う対外不均衡の是正、内需拡大とは両立しがたい課題ではないですか。報告は、きれいな目標を掲げたのに比べ、これを実現する政策手段には何も触れておりません。全く絵にかいたもちに等しいと思われ、大蔵大臣の答弁を求めます。

次に、新しい市場分野別、MOSS協議をどうするかについてお聞きします。自動車部品、背高コンテナ、ワイン等々、米国は日本市場への進出に熱心です。このようにして次々と日本市場の開放へ政治的圧力をかけられたら、日本産業、特に中小企業は参ってしまふのじゃありませんか。大変なことですよ。通産大臣の答弁を求めます。

また、報告を受けて、政府は、当面の総合経済対策を決定しましたが、この内需拡大効果をどのように判断されているのか、お尋ねします。日米首脳会談で総理は、八日に政府が決定した総合経済対策で内需を十一兆円、GNP比〇・七％拡大させる効果があるとレーガン大統領に伝えたと言われています。一けた間違っていますか。ところが、総合経済対策を策定した当の経済企画庁は、驚いてこれを否定したという。一体どれだけの拡大効果があるのですか、総理の答弁を求めます。

次いで、当面する円高の進行についてお尋ねします。

為替相場の安定と今後の円相場をどのように考えておられるのですか。米国からさらに円高を求める外圧がかかっているのではありませんかとさえ考えられます。四月八日、竹下蔵相とペーカー財務長官の会談の後、竹下蔵相が為替相場安定の重要性で認識が一致したと述べたことに對し、ペーカー長官が不快の念を抱き、ローソン英蔵相がペーカー長官との合意に基づき、もう一段の円高を求める発言を行ったと外電は報じております。

米国は、日本の円をさらに上げようと外圧をかけているのではないですか。円相場の安定のため、もっと積極的な手段をとるべきではありませんか。全く市場に任せて放任するつもりですか。それでは、日本経済は不安定化するばかりです。この点について総理は首脳会談で何らかの発言をなさいましたか、総理並びに大蔵大臣の見解を求めます。

政府の総合経済対策では、円高不況の克服も内需拡大も実現できないのではないですか。政府は、秋には景気が円高差益頼みで上向くと楽観的です。しかし、産業界は円高不況におびえています。民間の銀行や調査機関は、いずれも経済成長率の見通しを下方に修正し、政府の言うような実質四％成長を言うものはいません。二％台後半から三％の見通しが大部分です。一方、日本経済の経常収支は、八六年度八百億ドルも黒字を出すであろうとOECDは推定しています。このような状況の中で政府は、六十一年度緊縮予算を組み、さらに六十二年度も同じ方針で緊縮予算を編成するつもりであると伝えられています。内需拡大の対米公約をどうして実現するのですか、総理並びに大蔵大臣の答弁を求めます。

経構研報告の中でたゞ一つ積極的な面、個人消費の拡大、そのための賃上げと所得減税を具体化するために、昭和六十一年度予算野党修正要求に盛り込まれた積極財政や二兆円減税、住宅、社会資本の計画的充実などを直ちに実行に移すべきであると思いますが、総理並びに大蔵大臣の答弁を求めます。

次に、SDIについてお尋ねします。

最近行われた米国の物理学者に対するアンケートでは、その三分の二が、SDIは米国民を守る有効な手段とはならず、軍拡競争をエスカレートさせるだけであると考えていることが明らかになっております。さらに、アメリカの上院歳出委員会、三人の議員は、研究は見るべき進展を遂げておらず、研究が進むにつれて、かえって幾つもの困難に直面しつつあると悲観的な見通しを述べたりポートを公表して、SDI研究に対する批判は、アメリカ国内でも一層強まっているのが現状であります。

このような中で、総理は、従来の研究と理解の立場から一歩踏み出す姿勢を示したとの報道がなされておりますが、一体レーガン大統領にどのような発言をなされたのですか。恐らく米国内向けの発言は、日本の研究参加が近いと期待を抱かせるような発言だったのではなからうかと推察できるものであります。いかがですか。SDI参加について関係閣僚会議を設置することを決めたようですが、SDI参加は、宇宙の利用は平和目的に限るとする日本の宇宙開発の基本政策、非核三原則の国是とも相入れないことは明白であります。関係閣僚会議で問題を煮詰めた後に最終態度を決めるそうでありますが、協議した結果、SDI参加拒否という選択も当然あり得ると思うがどうか、この点明確な答弁を願います。(拍手)

最後に、米国によるリビア爆撃についてお尋ねします。

総理、あなたは日ごろ、ロン・ヤス関係の親密度を誇示しておられますから、当然、レーガン大統領から事前にリビア爆撃の内容を聞いていたと思っていました。しかし総理、あなたは、十五日には何も聞いていないとしておきながら、十六日には一般的説明を受けたというふうに変わりました。十七日になると、ホワイトハウスのスピークス副報道官によって、リビア爆撃を日本が支持したことが明らかにされたのであります。総理がいかに打ち消そうとも、スピークス副報道官によって、日本は英米に次いで支持したことになるのであります。本当にアメリカの行為を支持してはいないのであれば、スピークス発言に抗議と訂正を申し入れるべきではありませんか。恐らく、あなたはそれよりうなことはできないと思えます。結局、ここでも総理の発言は、客観的に見て、米国内向けと国内向

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 帰国報告についての発言に対する嶋崎護君の質疑

六九二

けの発言を使い分けているとしか言いがたい
ではありませんか、御答弁を願います。

私は、国際テロ行為を憎むものであり、撲滅す
べきものであると思っております。しかし、戦争
行為に等しい爆撃といった報復行為によって、テ
ロ活動が撲滅できるとは到底思えません。アメリ
カの行為は、外国の領土を攻撃し、主権を侵害す
る行為であり、これは国際法等諸原則に違反する
もので、国際的に非難されるべきであると思いが
いがでしよう。

さらに、もし国際社会からリビアを孤立させる
ための協力をアメリカから求められた場合、我が
国はいかに対処なさるのか、総理並びに外務大臣
の御所見をあわせて伺い、私の質問を終わりと
す。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 嶋崎議員にお答
えをいたします。

まず、いわゆる経構研報告の取り扱いの問題で
ございますが、先ほど来申し上げましたように、
これはいわゆる八条機関の報告あるいは建議とい
うものではない、私的機関の意見書である、そ
ういう立場はよくわきまえておりまして、これ
を参考に、政府は独自に、政府・与党一体と
なりまして政策を練っていき、そういう考えで
推進会議を結成したと御報告申し上げたとおりで
ございます。

次に、これが対米公約ではないかという御質問
でございますが、私は、この経構研報告を読みま
して、政府・与党で会議をいたしまして、これは
時宜を得た非常に貴重な、適切な報告であると思
える、評価する、こういうふうな言っているのだ
けです。しかし、アメリカに對しましては、こ
の報告はこういう性格を持っている、いわゆるこ
れは私的諮問機関の報告であって、これを今後ど
ういうふうにしていくかということは、政府・与
党は自分たちで独自に政策を形成していく、その
際に参考にすべきものである、そういうふうに申

し上げてきておるのでございまして、別に対米公
約というような性格のものではございません。

次に、経構研報告の具体化の方法でございま
すが、これは推進の会議をつくりまして、今後ど
ういうふうな短期、中期、長期にわたってこれを
実行していくか、そういうような手順をこれから
検討して策定していくこととございまして、
日米構造問題につきましては、アメリカとして
は、先ほど来申し上げましたように、膨大な財
政赤字があり、あるいは金利の問題があり、輸
出努力の問題があります。これは私も指摘したと
ころであります。日本側といたしましては、膨大
な輸出超過の問題がございます。あるいは、市場
アクセスの問題も言われております。そういうよ
うな両方の構造問題についてお互いで認識を深
め、これをどう是正していくかということにつ
いて協議しよう、そういう意味で行ったので、新
たな合意とか結論を求めて交渉を行うという、そ
うい性格のものではないのであります。政府部内
において、これは既存のフォーラムを活用して行
う、例えば日米高級事務レベル会議の場等を活用
する、こういうような一つのアイデアも示しまし
て、そういう方向でお互いが了解をしたというこ
とであります。

次に、経済構造変革の影響の問題でございま
すが、現在の対外不均衡の問題につきましては、厳
しい外国の批判があります。しかし、この研究会
報告及び政府・与党で決めておりますこの態度を
見まして、外国は日本の努力を見守ろう、こうい
うふうに変わってまいりまして、OECDの閣僚
会議に出た安倍外務大臣やあるいは企画庁長官の
報告によりますと、昨年ほど厳しい対日批判とい
うものはなかったという報告であります。私がア
メリカへ参りました、厳しいアメリカの議員諸公
とも会いましたけれども、前のときほどの強い、
厳しい批判はありません。

しかし、日本のこの黒字に対する大きな懸念及
び保護主義に走ろうとする潜在的な圧力というも
のは、非常にまだあるわけなのであります。アメ
リカの皆さん、議員が言っておりましたけれど
も、秋の選挙を控えて、いわゆるオムニバス
法案と言われる包括的な保護主義法案が今、議会
に用意され、通過されようとしておる。現在、予
算と税制改革で熱を上げておられますけれども、
この法案がその間を縫って出てくるかわから
ぬ、そういう重要な圧力を受けているということ
も私は聞いたところであります。したがって、あ
るいはそのような日本に対する批判をかわし、あ
るいはそのような批判を我々が減殺していくとい
うためにも、日本がみずからこういう方向で努力
するということを示すことは、最も大事なことの
であります。そういう努力をしないでおけば、ま
すます円は強くなるという形にならざるを得ぬの
であります。そういう意味におきまして、我々
は、我々の行くべきことを、国民の御理解をいた
だき、与党と一体になって、野党の御協力もいた
だいて、実行していきたいと考えておるところで
ございまして。

次に、国内産業への配慮の問題でございま
すが、この点につきましては、特に中小企業に対
する影響を我々も憂慮しております。特定中小企
業事業転換対策等臨時措置法等を初め、諸般の金
融そのほかの対策を強力に今後も推進してまい
ります。農業の問題につきましては、私は前から、
農は国のもと、生命産業である、そういうことを
言っているとおりでございまして、農業につきま
しては、各国ともに特有の対策を持っておるわけ
であります。ECとアメリカの現在の一番大きな
対立は、農業問題であります。そういうような面
から、各国は農業に対してはみんな特有の対策を
持っておるのであります。日本といたしまして
も、やはり食糧の安定保障、あるいは国土緑化に
対する影響、あるいは社会や日本の精神的構造に
関する農業の貢献、そういう諸般の問題について
も我々は配慮しつつ、内外が調和するような政策
を慎重にとっていくことを申し上げる次第

でございます。

今回の日米会談におきまして日本が譲歩したの
ではないか、公約したのではないかとのお話で
ございまして、そういうことはございませぬ。日
米両方の努力で自分たちが持っておる問題は解決
すべく努力しよう、そういうふうな話し合ったと
いうことでございまして、私は、アメリカ側に対
しましては、特に膨大な財政赤字、あるいは金利
の問題、あるいは輸出努力の問題等々について強
く要望してきた次第なのでございまして。

総合経済政策の影響につきましては、御存じの
ように、金融政策の機動的運営、公定歩合を三回
にわたって引き下げまして、ドイツと同じように
今、有力国では最低になっております。公共事業
の施行の促進、円高及び原油価格の低下に伴う差
益の還元及び価格の適正化、規制緩和による市街
地再開発の促進、住宅建設、民間設備投資の促
進、中小企業対策等の推進を内容とするこの経済
対策を強力に推進してまいりたい、そう思ってお
るところでございまして。この間の総合経済政策に
よりまして、六十一年度上期における対策の効果
を年率で換算しますと、名目GNPの〇・七%程
度の増加に相当する、こういう企画庁の報告で
ございまして。

為替相場の変動の問題につきましては、私は強
く、乱高下とか急激な変化は望ましくないと断言
してきておるのであります。そして、長期的安定
のために両国が努力すべきであるということも申
してきたのでございまして。現在の情勢を見ま
すと、相場の動きが急に過ぎて、やや乱高下と判
断される心配がなきにしもあらずでありまして、
我々は、適時適切な措置をとる考えで今見てお
るところでございまして。

次に、首脳会談での円相場についての発言で
ございまして、先般の九月二十二日のG5の会議の
結果については、お互いにこれは結果的にはよ
かったという評価で一致しております。しかし、
今後の問題等につきましては、やはりお互いでよ

く協調し、協議していき、そういうことで一致しておるわけでございます。

次に、内需拡大の問題でございますが、これは先ほど来申し上げました諸般の政策を行いまし、内需を中心とした景気の維持拡大に努めたいと思っております。しかし、最近石油の値段がかなり落ちてきておりまして、これは日本経済にとってはまたプラスの面でございます。既に電力やあるいはガスの利益は還元いたしました。そういう意味におきまして、これは日本にとって大きなプラスでございます。これらを我々は、景気上昇の一つのばねに使っていきたいと考えておるところでございます。

次に、六十二年度の予算編成と内需の問題でございますが、六十二年度予算編成に当たりましては、そのときにおける景気動向にも配慮し、各種の工夫を重ねつつ、着実な財政改革を進めてまいりつゝでございます。我が国財政が極めて厳しい状況にあることを考えると、建設公債の増発による公共投資の拡大は困難な状況にございます。所得税の減税の問題については、税調審議の結果を待ち、あるいは各党の御協議の内容を見守っておるところでございます。

SDIの問題でございますが、私よりは、今般の官民調査団に対する米側の御協力を感謝するとともに、今後、調査団の報告を参考としつつ、研究参加問題についての我が国の対応を政府部内で慎重に検討していく、そのように言明した、それにとどめてあるわけでありまして。

SDIについては、従来より繰り返し申し上げていますが、レーガン大統領より、非核防衛の兵器であつて、究極的には核の廃絶を目指すものである、こういう説明を受け、我が国としては、そのようなものとして理解を表明しているところであります。非核三原則とSDI研究参加との関係については、非核三原則は、我が国が主目的の意思に基づいて、我が国の領域内に核兵器の存在を許さないことを内容とする政策であるので、米国が行う

SDI研究との間に特に関係があるとは考えておりません。国会決議については、政府としてこれを尊重することは、従来から答弁しているとおりでございます。

リビアの問題につきましては、米側より、米として先般の西ベルリンにおけるディスコ爆破事件にリビアが関与していた確実な証拠を有しているということ、また、将来同様の事件が再発する可能性のあることについて説明があり、近いうちに米国が必要措置をとる可能性があるという話が一般的にございました。しかし、アメリカ側の話はあくまでも食事中のそのような一般的な話であり、いづれどこで何をやるかという具体的な話はないのでございまして、安倍外務大臣が十五日ワシントンにおきまして、米国の今回の攻撃をリビアのテロに対する自衛のための措置であると説明していることについては、米側としての理由があるものであろうが、詳細については承知していないので、事態の推移を重大な関心を持って見守る、そして拡大を望まない、そのように言明したのが日本の態度でございます。

残余の答弁は外交当局から答弁をいたさせます。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 嶋崎議員の米国のリビア爆撃問題に関する御質問にお答えをいたします。

米国が今回の攻撃をリビアのテロに対する自衛のための措置であると説明していることにつきましては、米側としての理由があると考えますが、詳細については承知しておりませんので、具体的な行動に対する法的判断を行う立場にはありません。我が国としては、国際テロ事件が頻発し、今後事態が一層悪化、拡大することを深く憂慮し、事態の正常化、鎮静化を強く希望しているところであります。我が国は従来より、理由のいかんを問わずいかなる形の国際テロにも断固反対しており、今後とも国際社会全体の問題としてこれらテロ防止のための国際協力を積極的に推進していきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 私に対するまず第一の質問は、構造調整協議の問題についてであります。

日米両国の構造問題に関し、政府の高級レベルで二国間対話を行うことについて合意されたというところは、承知をいたしております。本件対話は、あくまでも対外バランスと日米両国の構造問題の關係について相互の認識を深めることを旨としたものでありまして、日米両国政府のそれぞれ首脳が相互の問題について認識を深めるということとは、お互いに意義のあることであると考えております。

次に、経構研報告についての問題であります。政府は、従来から、六十五年度までに特例公債依存体質から脱却、そしていま一つは、建設国債を含めた全体としての公債依存度の引き下げ、この二点に努めておるわけであります。この大きな枠のもとで、内需拡大等のためにはもろもろの工夫を図って、限られた財源の中で最大限の政策効果の発揮に努めてきたところであります。経構研報告書の内容には、この基本路線と異なるものではなく、安易に拡張的な財政運営に転換することなく、従来の枠組みの中で、財源の効率的、重点的配分、民間活力の活用、規制緩和、これら種々の工夫を図っていくことを求められておるものである、このように考えております。

次の問題は、為替相場の問題であります。確かに、先週後半からかなり急速なドルの全面安、このような状態になっております。先般訪米いたしました際、米国のペーカー財務長官と、最近の為替相場の動向を含め、率直な意見交換を行ってまいりました。為替相場の問題については、特定の水準についてではないが、一般的に相場の安定が重要であるということで意見が一致をいたしておるところであります。したがって、今後とも、各国の政策協調が何ものにも増して重要でありまして、相場の動きが急に過ぎ、乱高下と判断される場合には、適時適切に介入することを考えております。

それから次の問題は、総合経済対策についてであります。

我が国の経済は、昨年度策定した二度にわたる内需拡大策、それから三度にわたる公定歩合の引き下げの効果、円高や原油価格低下の効果は徐々に発現すると期待されます。さらに、今回の総合経済対策は、電力、ガス料金の引き下げなど、円高及び原油価格低下のメリットのうち、市場原理の機能しにくいものを経済全般に浸透させる措置、公共事業の施行促進、電力の繰り上げ発注等が含まれておりますので、内需を中心とした景気の維持拡大をより確実なものにすると思われま

す。また、特に中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度等の貸付金利の引き下げを行うなど、一方きめ細かな措置を講じたところであります。

次は、六十二年度の予算問題についてであります。

六十一年度予算、これは限られた財源の中で公共事業の事業費、これを四・三増ということを確保するなど、内需の拡大に配慮したものであります。六十二年度予算編成に当たりましては、その時点での景気動向にも配慮しつつ、各種の工夫を重ねながら、引き続き着実に財政改革を進めていく努力を行わなければならない、このように考えます。

次は、いわゆる二兆円減税でありますとか、そういう観点からの御意見を交えた御質問であります。

総理からもお答えがございましたが、私どもいろいろな配慮をしておりますが、日米首脳会談におきまして、我が国より、総合経済対策等に従って内需拡大に努めていることを説明し、米側はこれを評価したと承っております。

野党共同修正要求に盛られております建設公債

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 帰国報告についての発言に対する鳩山首相の質疑 帰国報告についての発言に対する正木良明君の質疑

六九四

増発による公共投資追加、そして所得税減税、この提案について申し上げるならば、建設公債増発によって公共投資を追加いたしますならば、確かに一時的効果はございますが、利払い等いわば財政体質を一層悪化させるということにも、十分配慮をしなければならぬ問題であります。また、所得税減税におきましては、税制調査会において今まさに抜本審議が行われておるさなかでありますので、その結論を得ない段階で減税を実施するということは、政府としては適当でないと考えております。ただ一方、三月四日の与野党幹事長・書記長会談の合意があります。したがって、この問題は、各党間でいろいろ御協議をなすっておることも承知をいたしております。目下、その協議の推移を見守るといふ立場をとっておりますのでございます。

以上で私の答えを終わります。(拍手)
〔国務大臣渡辺美智雄君登壇〕
○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えをいたします。
日米首脳会談でお話のあったという構造調整協議会設置についての、具体的にどうするんだというところでございますが、これは、現下の対米バランスの問題等について、両国の構造的な問題などいろいろ認識を一致させるための話し合いをやっているというように考えております。
それから、この協議会の場をつくるについて、通産、大蔵は難色を示したと言われるがどうだというところでございますが、これは、こういう問題は話し合いの過程でいろいろな議論があることは事実でございますが、最終的に意見の一致を見ているということでありまして、
それから、市場分野別の協議を新しくどうやっていくかということでございますが、これは、具体的新分野の設定については、まず日本国内のコンセンサスを得なければならぬ、それがまだ得られていないということでありまして、引き続き今後ひとつ協議をしていくということになっ

ております。いろいろ米国から要求もあることもありますが、しかしこちらは、聞けるものは聞きますけれども、聞けないものは聞かない、こちらの言い分はきちっと申し上げていきたい、そう思っております。(拍手)
○議長(坂田道太君) 正木良明君。
〔議長退席、副議長着席〕
〔正木良明君登壇〕
○正木良明君 私は、公明党・国民会議を代表して、中曽根総理の訪米報告及び関連する当面の諸問題について質問するものであります。
先進国首脳会議が七年ぶりに東京で開催されました。サミット発足以来十二年、世界情勢も大きく変化いたしました。サミットの性格も、それによって変わり、政治的色彩が一段と強くなっているといえ、私は、先進国首脳が一堂に会するサミットは、世界経済の安定的成長を図り、世界の平和と軍縮を実現していく上で、極めて大きな役割を持つものであると考えます。しかし、この二つの課題を推し進める具体的な対策には、かなりの政策調整が必要であります。その意味で、ホスト役を務める中曽根総理の役割とその責任は重大であり、質問の最初に政府から、サミットに臨む我が国の方針並びにホスト役としての決意を伺うものであります。

総理、東京サミットへの地ならしを目的として開催された今回の日米首脳会談は、会談それ自体の意義を評価するにはやぶさかではありませんが、しかしながら、広範に取り上げられ、討議された日米間の当面する諸問題についての合意事項の内容には、極めて重大な問題が含まれており、とても見過ごしにはできません。
その第一点は、構造調整の問題であります。日米首脳会談の大きな焦点であった経常収支不均衡問題について、総理が、構造調整、すなわち日本経済を内需主導に、輸入、とりわけ製品輸入が相当に増大するような経済構造への転換を、日

本の国策としてアメリカに提示、すなわち総理の私的諮問機関の報告の政策化を国際的公約として約束してきたことに對し、率直に伺うものであります。

一つは、私的諮問機関の報告を、国会の審議を経ることなく、我が国の国策として米政府に提議し、国際的公約とすることが正当なこととして許されるのでありましょか。二つには、政府が経済構造調整推進会議を本日設置し、その具体化を図ろうといたしておりますが、実行プログラムの中身は、賃上げ、所得税減税、労働時間の短縮などであるとマスコミに報じられております。総理の考える実行プログラムは何か。これら二点について明らかにしていただきたい。
総理、日本の経済社会の構造調整は重要な課題であり、私も公明党は、この推進の必要を否定はいたしません。しかし、総理が極めて唐突に口にし始めたことに疑問なしとはいいたしません。急激な円高による輸出産業の不振、不況に加えて製品輸入の拡大は、国内同種製品産業、特に中小企業、農業の競争力の喪失による不況というダブルパンチを受けることは必至であります。そこで問題となるのは、構造調整に對し、いかなる政策手段とスケジュールを考えておられるのかということであり、より重要なことは、急激な構造改革をもたらす国内産業への影響に對する政策的配慮を、どのように考えておられるかということであり、その基本的な考えを、ここにぜひ明らかにしていただきたいのであります。

あわせて、日米貿易不均衡は、日本の産業構造にすべての原因があるのではなく、アメリカのドル高や財政赤字等にも大きな責任があったわけであり、総理は、米国の自国の持つ問題点についてレーガン大統領に具体的に指摘されたのかどうか、この点も明らかにされたいのであります。
第二点目の問題として伺うのは、我が国の経済成長について、総理が四割の実質成長を対外的に約束されたと言われる問題であります。

総理は、レーガン大統領に、六十一年度の我が国の経済成長率について、四割成長を約束されたのか。私は、政府が六十一年度予算の持つ性格が一変するかのよう大胆な政策転換を行うなら別ではあります。が、現状プラスアルファ程度の施策では、この円高不況が懸念される中、四割成長の達成は到底困難であると思っております。
ある経済研究機関の予測では、円相場が一ドル百七十五円で推移すると、六十一年度の実質成長は一・九％になるとしており、また、OECDの見通しでは、ことしの日本の経常黒字は七百七十億ドルに達するであろうと見ております。また、円高はさらに進み、百七十一円となりました。円相場は安定は極めて重要であります。そこで総理に伺うのでありますが、四割成長が達成できるといふ根拠は何か、及び経常黒字が五百十億ドルでおさまるのかどうか、また円相場の安定の方策はどうか、その見通しをお示しいただきたいと思っております。(拍手)
第三点目の問題として、この際私は、日本経済を内需主導型に転換していくための緊急課題である、財政の出動による所得税減税の断行と建設国債を財源とする公共事業の追加について、具体的な提案を交えつつお尋ねいたします。
現在、共産党を除く与野党の政調・政審会長間で、この三月四日の幹事長・書記長会談の合意を受けて、六十一年中の所得税減税の実施を目指して協議を続けております。総理、あなたが米国内において経構研の報告の政策化を公約された以上、報告の中で重要性が指摘されている所得税減税について、財政出動型の形で、総理みずから決断をされるべきであります。総理の方針をぜひ明らかにされたいと思っております。
さらに、経構研の報告では、抽象的ながら財政の機動的運用を提言いたしております。六十一年度の公共事業については、前倒しの結果、後半には息切れすることが目に見えております。我が国の公共投資にかかわる多くの中期計画がこれまで

未達成のままで終わってきたことは、逐一その具体例を挙げるまでもありません。世界のGNPの一割を占める経済大国になりながら、例えば、住宅、下水道などの生活関連の社会資本整備が、余りにも欧米諸国に比較して貧弱であります。同様に、年金財政が逼迫し、年金支給額の画期的な増額が困難な状況において、高齢化社会における高齢者の社会サービスを増大するための福祉施設の整備によって生活を豊かにするための配慮という見地からも、ここで、建設国債を財源とする生活関連の公共事業を思い切って追加すべきであります。総理の御所見を伺うものであります。

さらに、住宅土地政策の不備を補うために、住宅ローンに対する利子を全額所得控除する画期的な措置や、地価の抑制、土地供給の増大につながる規制の緩和など、まさしく重層的な政策が用意されなければならないと私は考えます。総理の考えをお示しいただきたい。

所得税減税に関連して、非課税貯蓄制度について伺いたいと思います。

総理、経研の報告では、全体に抽象的な記述が多い中で、非課税貯蓄制度の廃止だけを明確に打ち出しております。しかし、いわゆる庶民が貯蓄する目的は、住宅建設、教育費、老後の蓄えといった性格のものがほとんどであり、これは政府の住宅政策の貧困なこと、年金制度の不備などからきているのであります。こうした事情を無視し、しかも名寄せの努力、すなわち限度額管理も徹底せずして、マル優の不当利用の防止を名目として制度を廃止してしまえば、納得できません。私は、まず、すべての預貯金の限度額管理の徹底を強く主張するものであります。総理の考えを伺いたいと思います。

次に、戦略防衛構想、いわゆるSDIについて伺うものであります。

総理は、今回の訪米の折に、レーガン大統領に対し、官民合同調査団の正式報告を受けて政府部内で検討すると述べたと伝えられております。こ

のことは、総理が、従来の研究に理解という立場で慎重に検討するという態度を踏み出し、日本が参加することへと前向きな姿勢を示したのではないかとと思われるのであります。レーガン大統領とSDI問題でどのような話し合いをされたのか、また、米国で進められているSDIに対し、現在、政府はどのような評価を持っておられるのか、あわせて明らかにしていただきたい。この問題は、我が党が再三指摘いたしましたとおり、国会決議との関係を含め、多くの問題が存在するのであります。慎重の上にも慎重を期すべきであり、国会での十分な議論が必要であります。総理は、このSDI研究の日本の参加問題についてどのように取り組まれるのか。

さて、総理とレーガン大統領は、国際的テロ防止で協調することを確認し、東京サミットの課題として取り上げられるようでありましたが、こうした内容を持った日米首脳会談の直後に、米軍のロシアへの爆撃という事件が生じたのであります。テロ行為は、いかなる理由によっても、断じて許されるものではありません。しかし、今回の米軍のロシアへの爆撃は、相互に報復を繰り返すことによって、戦争へ拡大する道を開くものとして、極めて危険な冒険であると思っております。現に国際的な批判の声も高まっておりますし、国連憲章に違反するのではないかとおもうのであります。政府は、どのように判断しておられるのか。ともあれ、こうした行為が国際緊張を高め、昨年の米ソ首脳会談で芽生えた対話路線に重大な支障をもたらすことを、私は憂うものであります。総理は、かかる行為に対し、レーガン大統領に自制を求めるべきであると思っております。見解をお伺いしたいと思っております。

質問の最後に、フィリピン問題について伺います。今回の首脳会談で、フィリピンのアキノ政権を支持し、対フィリピン援助の拡大で一致したこと、私も異論はありません。しかし、いわゆるマ

ルコス疑惑を放置したままでフィリピン援助を拡大することは、国民の納得が得られるものではありせん。政府には、マルコス疑惑を徹底的に糾明する決意があるかどうか。フィリピン政府は、日本政府から要請があれば資料を提供すると言っているのに、政府はなぜ要請しないのか。すべての国民が不可解に思うこの問題に対して、総理の明快なる答弁を求めて、以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 先ほどの嶋崎議員に対する答弁漏れについてお答え申し上げます。

まず、GNPを〇・七％押し上げ、それから十兆のメリットというところがございますが、先般の四月八日の総合経済対策を行えば〇・七％GNPを押し上げる力がある、これは政府も申し上げたとおりでございます。十一兆の問題は、国民経済研究協会の数字が、円高メリットとして十兆から十五兆見当であるというのを私読んだことがございまして、それが記憶にございましたので、大体大まかな概数、見当を申し上げた次第でございます。

正木議員にお答えを申し上げますが、サミットに臨む我が国の方針についてでございます。

まず、世界経済のインフレのない持続的成長の確保、国際的な通貨の安定、自由貿易体制の維持強化、累積債務問題を含む途上国が抱える諸問題への取り組み等について討議が行われると思っております。さらにまた、東西関係の平和、軍縮の問題についても討議が行われるであろうと考えております。特に、先ほど申し上げましたように、最近の世界経済の動向、各国の協調等から見まして、発展途上国等が期待していることにもかんがみまして、先進国の政策協調それから構造改革をおのおのが分担すべき問題を実行していくというように点について、積極性を織り込みたいと考えておるところでございます。

次に、経済研究会の報告の問題でございますが、これは、状況説明をアメリカ側にし、かつまた、これを参考に、自由民主党と政府が一体になって政策を練り上げて実行していくということとを申し上げたのであります。国際公約というべき性格のものでございせん。これが具体化につきましては、関係審議会等における調査審議等も逐次進め、与党とも十分連携をとりつつ、具体的な政策を進めて手順等も決めてまいります。

次に、国内産業への配慮の問題でございますが、やはり現下の対外不均衡の問題に対処するために、いわゆるアクションプログラムあるいは内需の拡大策、あるいは中小企業への影響も配慮しつつ、積極的に産業構造の調整政策を行うということも必要であると思っております。国際協調型経済を重視してございまして、国際経済成長を図るとともに、輸出入、産業構造の適正バランスへの転換を推進していくということも指摘されておるところであり、政府といたしまして、これを推進するための方策を講じたところでございます。

次に、米国自体の持つ問題について強くなぜ指摘しないかという御質問でございますが、首脳会談におきまして、相互の問題を私は提示いたしました。アメリカの財政赤字削減あるいは金利の問題あるいは輸出努力等についても強く要望したところなのであります。かつまた、日米双方においてこれらの問題については協議を継続していくということも合意したところであります。六十一年度の成長率の問題につきましては、これは本年度予算の内容、あるいは石油価格の低落等、すべての諸般の情勢も考えてみまして、四％の成長は可能であると私は考え、その見通しをアメリカ側にも言ったところであります。これは公約

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 帰国報告についての発言に対する正木良明君の質疑

帰国報告についての発言に対する米沢隆君の質疑

六九六

というべきものではなくして、見直しを申し上げたいことなのでございます。

次に、為替相場の安定の問題でございますが、御指摘のとおり、為替相場の安定は、今や非常に重要な問題であると思っております。為替相場は、動くにしても、なだらかに動いて、ある程度の用意をできる態勢にしておく必要があると考えるのであります。そのためには、各国の政策協調が何よりも重要であり、かつまた、いわゆる経済のファンダメンタルズ、基礎的条件に合致するような為替相場の動きというものが中長期的には望ましいものであります。特に投機による乱高下というようなものについては、大いにこれは回避されなければならぬ、そういう場合におきましては、適時適切に介入すべきことである、そう考えておるのであります。

所得税減税の問題につきましては、来年度大幅な減税政策をお諮りしたいと思っておりますが、本年度の問題につきましては、各党のお話し合いの中身を見守っておるところでございます。

公共事業の推進の問題でございますが、我が国の財政が今般しい状況にあるところを考えると、建設公債を増発して公共事業を拡大することは困難でございます。六十一年度予算におきましては、国民生活充実の基盤を支える社会資本の整備にも配慮して、一般公共事業の事業費は確保したところでございます。中長期的にバランスのとれた経済社会を目指して機動的に対応を図るといわれる経緯報告にも書いてございますが、財政改革の推進による財政の対応力の回復も大事であると考えておるところでございます。

住宅政策でございますが、六十一年度税制においては、住宅取得者の負担の軽減を通じ、内需拡大に資するため、住宅取得促進税制を創設する等思い切ったきりぎりの措置を講じたところであります。今後、この措置が有効に活用されるように積極的に努力してまいります。

地価の抑制については、近年、全国的には安定しておりますが、東京等の都市部商業地域において、地価の上昇が急激な点が一部見られます。東京等の都市部商業地域の地価上昇につきましては、事務所用地等の供給策とあわせ、投機的な土地取引等を抑制するため、国土利用計画法の確な運用に努めてまいり所存であります。なお、土地の投機的金融等につきましても、先般、慎重な措置を行うよう関係方面に連絡したところでございます。

次に、規制緩和でございますが、先般の総合経済対策におきましても、線引きの見直しの推進、開発許可手続の迅速化、宅地開発等指導要綱の行き過ぎの是正等について指摘したところであり、これらの政策を積極的に推進してまいり所存でございます。

非課税貯蓄制度の廃止の問題でございますが、限度管理の適正化措置は、本年一月から実施しておるところでございます。なお、将来の問題につきましては、税制調査会において現在検討中でございます。その結果をもつて適切に処置してまいりたいと思っております。

S D I の問題につきましては、先般来、三回にわたる調査団を派遣いたしました。その調査結果を今や分析をして、そして、政府内部におきましてこれの対応ぶりについて検討しているという状況でございます。

リビアとの問題につきましては、米國がこの攻撃をリビアのテロに対する自衛のための措置であると説明しているという点については、米國としての理由があるのではありませんが、詳細については本が承知しているわけではございません。事態の推移を重大な関心を持って見守っております。政府といたしましては、事態がこれ以上悪化、拡大しないことを希望しており、この点につきましては、十五日に安倍外務大臣がワシントンにおいて、また後藤田官房長官が東京において発言をしているとおりであり、これは米側にも伝達済みで

あります。いずれにせよ、理由のいかんを問わず、いかなる形の国際的テロにも断固として日本は反対であります。今後とも、国際社会全体の問題として、これらテロ防止の国際協力を積極的に進めてまいりたいと思っております。

フィリピンに対する資料提供要請の問題でございますが、真相究明については、できるだけ積極的に努力してまいりたいと申し上げたところでございます。我が國のみならず資料等の情報整備に努めると同時に、もし日本の国法に違反することとか、汚職事件の容疑が濃いつつ、フィリピンにおきましては、外交当局等を通じて、フィリピン政府に対して資料の提供を求めることがございますが、現在の状況におきまして、そのようなことを行うべき段階にはないと考えております。(拍手)

○副議長(藤岡田清一君) 米沢隆君。

〔米沢隆君登壇〕

○米沢隆君 私、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました総理の訪米報告に関し、若干の質問をさせていただきます。

今般、日米両国首脳が、東京サミットの成功へ向け、日米間の政策調整を行うことを目的に、当面する緊急課題につきお互いに緊密な意見交換を行われましたことは、まことに時宜を得たものであり、私も率直に評価をいたします。しかし、総理が首脳会談において発言をされ、またアメリカに対して公約してきたと思われる宿題の中には、看過し得ない大きな疑問点もあり、マスコミ等の報道を見ましても、首脳会談における総理の発言と帰国後の発言の間には、大きな隔たりがあるのではないかと懸念されます。帰国後、政府・自民党の中においてさえ、発言内容の真意が問われ、その調整に腐心されている姿を見ますと、ますますその感を強くするのであります。

この際、総理は、一体どのような課題につき意見交換を行い、みんなが心配しております製品輸

入増大や経済構造調整などにつき、いかなる対米公約をなされたのか、また、その公約につきどのような具体化していくと説明なさったのか、国民の不安を解消するためにも、この点をわかりやすく、具体的にその内容をお示しいただきたいと思っております。

総理は、一連の会談において、我が國の経常収支の不均衡の縮小を国民的目標に掲げ、日本経済を輸出依存型から内需依存型に転換させることを約束され、特に、日米間の構造調整については、単に総理の私的諮問機関にすぎない、さきの国際協調のための経済構造調整研究会の報告をもとにして、歴史的転換に全力を尽くすとの決意を表明されたやに伺いますが、このような国を挙げての重大な政策の転換を、十分な国内論議を経ずして他國の首脳と公約を交わすことで表明していく、こうした政治姿勢は極めて遺憾であると言わねばなりません。さらに、解決の非常に困難な内政問題を、対外的に簡単に公約してしまうことは、ひいては、我が國の立場を必要以上に悪化させてしまふことになりかねないと思えますが、総理の見解を伺いたいと思っております。

さて、もとより、日米の友好関係の維持促進は、世界の発展に不可欠な要件であり、かつ、日米間の基本的スタンスは、イコールパートナーを原則とすべきであると考えます。欧州との関係についてもまた、しかりであります。その意味において、現在、世界経済が直面している諸課題の解決のためには、日本が世界経済で果たすべき役割を明確にし、それを着実に実行することは当然であります。同時にまた、それはひとり日本の責任だけでなく、米國や欧州諸國にもその責任の分担が求められていると考えます。今回、日本の対米公約だけが大きめに取り上げられておりますが、しからばアメリカは、今回の会談の結果、一体何をしようというところになったのか、そのことも聞かせたいと思っております。

アメリカ経済が本質的に赤字を抱え込む構造に

さて、今回の首脳会談は、我が国経済の構造調整の問題が主要課題となりました。政府は、その理解を得るために、経構研の報告を英文にしてアメリカに渡されたという事実からして、アメリカは、この報告全体を日本が早急に実行すると認識し、これを高く評価した可能性が強いのではないかと私は受けとめておりますが、これから日米の貿易不均衡が数字の上でどのように是正されて

いくのか、その結果いかんによつては、日米間に新たな不信と新たなあつれきが生まれるのではなないかと懸念されますが、それは杞憂にすぎないと総理はお答えになるのでしょうか。この際、総理は、これから経構研報告すべてを実行に移す考えなのかどうか。ならば、今後、それをどのように消化していくかの方針か。また、その実行によって貿易不均衡の是正はどのように変化していくと見通しておられるのか。以上三点につき、明確な答弁をいただきたいと存じます。

私は、今回の経緯報告は、中長期的に対処すべき問題と、緊急に取り組まねばならない問題とに大別できると考えますが、まず、政府がまず第一に実行すべき課題は、我が国経済を輸出依存型から内需依存型へと転換する中で、いかに国民生活の向上に資する経済を確立するかという問題であらうと考えます。そこで、当面する政策課題に

私どもは、対外貿易不均衡の是正のために円高誘導したことは、基本的に理解をいたします。しかし、昨日のドル百七十一円に見られるごとく、最近の余りにも急激かつ大幅な円高は、我が国経済に大きな打撃を与え、このまま推移するならば、とりわけ中小輸出産業の倒産が五月の東京サミットの前後から多発することが予想されます。そして、円高不況が恒常化するならば、国内には、円高そのものを否定する世論が噴出するでありません。今こそ政府は、円高の行き過ぎは

我が國の構造調整の前進にとつて決して得策ではないことを先進諸國に理解を求め、先進諸國が一体となつて為替相場の安定化に協力してもらうよう、本氣になつて働きかけるべきだと考えます。が、総理の御見解はいかがでありますか。

第三に、内需拡大の具体的推進につき、政府はどのような決意とどのような方針を持っているかという問題であります。

私どもは、我が国經濟が直面する對外經濟摩擦解消のためにも、円高不況克服のためにも、また「増税なき財政再建」のためにも、大幅所得減税や各種政策減税及び法人課税の軽減などの六十一一年中の実施、適度な建設國債の増発による公共投資の拡充など、内需拡大策の積極的推進こそ我が国にとつて緊急かつ重要な課題であるとして、口が酸っぱくなるほど政府にその実現方を要請し続けてまいりました。しかし、六十一年度予算においてもその実現は見送られ、予算成立後の四月八日、政府は総合經濟対策なるものを発表されましたが、それも、内需拡大の実現には力不足の一語に尽きると言わざるを得ません。総理は、このまま今年度の実質四％成長のお約束は確実に達成できると本当に思っておられるのか、また、このようなことで、アメリカに約束してこられた我が

そして、さきの日米首脳会談を終えられ、東京サミットを前にした今日、少しは総理の経済運営観も違つたと見ておりますが、これからの内需拡大策は、さきの総合経済対策だけでお茶を濁されるおつもりか、それで果たして東京サミットを乗り切ることができるのか、それとも、今以上に踏み込んだ対策の検討を考え、所得減税、公共投資の拡充などを柱とする大型補正予算を編成する用意でもあると思つていいのか、これから先の内需拡大策につき総理の御答弁をいただきたいと存じ

第三に、経済構造の歴史的転換や内需拡大策を行う場合、財政のあり方が問題でございます。私は、端的に言って、総理の言われる経済構造の歴史的転換を図るためには、その背景となる財

政面での裏づけが不可欠であると考えます。しかし、このたびの経構研の報告には、その財源対策の提言が極めて不十分であり、財政出動のあり方

についても、財政改革路線は維持すべきだが、中長期的につり合いのとれた経済社会を目指し機動的に対応を図れと言うのみで、意味不明瞭な点が目立ちます。総理は、経済構造の転換とそれに要する財源の問題をどのように考えておられるのか。また、六十五年度に赤字国債依存体質からの脱却という政府公約は、既に死に体同然となつております。この辺で、内外情勢の変化も踏まえ、財政の立て直しの道筋を抜本的に練り直すべきだと思ひますが、総理の見解はいかがでございますか。

第四に、今回の経構研の報告書では、内需拡大策の一つに「消費生活の充実」という観点から、成果配分としての賃金、所得減税、労働時間の短縮などについての画期的な提言がなされております。もしこれが政府においてその実現方に強力なリーダーシップを発揮していただくとするなら

さて次に、我々は内需拡大に逆行する増税は断じて行つてはならないとかねてから主張してきました。とりわけ、非課税貯蓄制度の廃止は、まさに庶民を苦しめる大衆増税にほかなりません。しかし、経構研の報告では、この大衆増税を容認しておりますが、我が党は断じて容認できないのであります。非課税貯蓄制度については、昨年、アメリカから廃止するよう強い要求があった経緯から廃止するよう強い要求があった経緯から

らしてこの制度の見直しを総理がアフリカに於いてお伺いいたします。

まずは、農産物の自由化及び今後の農政にどう対応されようとしているかという問題であります。

報告書は、「国際化時代にふさわしい農業政策の推進」として、市場メカニズムの一層の活用と基幹的農産物を除く農産物の輸入拡大に努めることをうたい、輸入促進論に拍車をかける内容になっております。総理は、今回の訪米中にアメリカの首脳に、このような農政の推進を約束したものの思われますが、真相はいかがなものでしょうか。たとえ明快な約束はされなかったにせよ、今後の農政運営の基本方向として、今述べたようなことを予定しておられることは明白であります。

しかし、農業については、その生産基盤の脆弱性と食糧安全保障の見地から、各国とも保護政策をとっており、アメリカさえも例外ではありません。その中で、日本だけが農業を犠牲にせざるを

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 帰国報告についての発言に対する米沢隆君の質疑

得ないのは一体なぜなのか。また、守るべき基幹的農産物とそれ以外のものを具体的にどのようなに区別されるのか。さらに、自由化の対象となる農産物の生産農家に対しては、どのような代償措置をとらうとされるのか。以上の諸点について、総理の明快な答弁を求めます。

次に、総合的な安全保障の見地から、国内産業を守るという視点も必要であります。

今回の報告書は、石炭産業の切り捨てを主張していますが、これは、我が国のエネルギー供給構造の脆弱性を考慮するとき、断じて容認できないものであります。我々は、石炭産業の切り捨てに方向転換すべきではないと強く要求いたしますが、石炭対策につき、総理の具体的措置について明快な答弁をいただきたいと思ひます。また、円高等により非鉄金属産業は深刻な不況に陥っており、その救済は急を要する課題であります。非鉄金属産業の不況打開策に対する総理のお考えを示していただきたいのであります。

最後に、SDIに対する我が国の参加問題について一言質問いたします。

総理は、首脳会議において、SDIへの参加問題については、政府部内で十分相談していくと発言されたことと報告されておりますが、この問題についてどのような議論がなされたのでありましようか。SDIについては、先般の第三回調査団の報告が近々まとまり、また、参加問題についての関係閣僚会議も開催されると伺ひますが、総理は、これらの結果を踏まえた上で、参加問題に対する我が国の最終的な結論を出すつもりででしょうか。

以上、総理の明快かつ誠意ある答弁を要請し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 米沢議員にお答えをいたします。

まず、日米首脳会議における対米約束のことでございますが、レーガン大統領との間では、経済

問題を中心とする二国関係、東京サミット、国際情勢あるいは発展途上国問題、東西軍縮問題等々について、いろいろお話をいたしました。公約とか約束という事実はございません。

次に、構造調整の問題でございますが、これは、日米両国がおのおのの持つておる課題について積極的なみずから努力すべきである、そういう話においては一致いたしました。そのためにお互いが協議しよう、情報の交換も行おう、そういう努力をしたところで、アメリカ側に対しては、財政赤字の削減、金利の低下、輸出の努力、こういう問題を私から指摘したところでござい

ます。ECへの配慮も非常に重要な点でございまして、EC側も、ある程度の景気回復が見られますが、依然として失業、構造調整等の困難な問題を抱えております。また、米国の保護主義の動きもありまして、EC側は極めて神経質になっている点もあり、日本のこれだけの膨大な輸出超過についても、深刻に彼らは考えている面もあるものであります。したがって、これらのEC側の懸念に対しまして、我々としては、最善の努力をしてこれを払拭する努力をやる必要がある、同時に、EC側の構造調整推進についても協力する必要がある、のでございまして、そういうような両方の協力関係を確立しつつ、日本・EC関係を良好な関係に推移していきたいと考えております。

先般、ドローラ委員長が参りましたときに、両国のこれらの経済諸問題等について、適当な代表を出して、調査、サベランス、レビューをやる、そういう話をいたしました。今、その人選について話し合ひをしておるところでございまして、これらは、関係改善に大いに役立つであろうと考えております。

いわゆる経済研報告の具体化につきましては、これは私的研究会の報告、意見書であり、これを参考にいたしまして、政府・与党一体となって、我々はこれから短期、中期、長期のおおの政

策を練り上げていく、そして逐次これを実施していく、そういう考えに立ちまして、本日この推進の会議を決定したところでございまして、為替相場場の安定につきまして、これは非常に重要な問題でありまして、なだらかな移動が望ましいというところは申すまでもございせん。そのためには、各国の政策協調が何にも増して重要であります。特に、いわゆる経済基礎条件、ファンダメンタルズを適切に反映した為替相場のあり方というものが長期的安定に資するゆえんでござい

ます。相場の動きが急に過ぎ、乱高下と判断される場合には、適時適切に介入することといたしております。

次に、四半成長の問題でございますが、先般来の総合経済対策及び六十一年度予算等々、あるいはさらに三回にわたる金利の引き下げ等々を総合して実行していくならば、四半の成長は可能である、このように私は見通しをつけ、レーガン大統領にもその見通しを申し上げた。これは公約とか約束という類のものではないと思ひます。

公共事業につきましては、我が国経済は、円高や原油価格の低下、物価の低落等々の原因から、インフレなき安定成長が持続いたします。それと同時に、六十一年度予算の発動を待ち、かつ、総合経済対策等も適切に運用する等々の行為によりまして、特に公共事業の量におきましては、昨年を上回る四・三割の伸び率も確保しております。これを上回る四・三割の伸び率も確保しております。

質上げと時短の問題につきましては、先般の経済の指針に対するリボルビング及び先般の経済研の報告、意見書にも指摘しておるところでござい

ます。しかし、具体的な配分等については、これは労使の自主的な話し合いを通じて適切に対応すべき問題であります。政府としては、適度な経済成長、物価の安定、週休二日制の促進等、環境整備に努めてまいります。今後の労働時間法制のあり方については、中央労働基準審議会における審議結果等を踏まえて、労働基準法の改正について今検討しておるところでございまして、これは税調

非課税貯蓄の問題につきましても、これは税調において今いろいろ審議しておるところでございまして、その結果をもつて適切に処理したいと考えております。

農産物につきましては、農業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食糧の供給を初め、国土、自然環境の保全等極めて重要な役割を發揮しております。さらに、地域社会における就業機会の提供等地域経済社会の健全な発展を図る上でも極めて重要な役割を果たしております。農産物の輸入に当たりましては、関係国との友好関係を留意しつつ、国内農産物の需給動向等を踏まえ、我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に大事であると考えております。

基幹的な農産物という点につきましては、基幹的な農産物を除いて、内外価格差の著しい品目について着実に輸入の拡大を図ると提言がなされております。いずれにせよ、政府としては、この提言を参考として、今後、農業における内外の調和を図りつつ、関係審議会における調査、審議も含め検討していく所存であります。

石炭産業の問題につきましては、現在、石炭産業審議会において幅広い観点から検討中であり、その結論を待つて対処したいと思っております。非鉄金属の問題につきましても、非鉄金属産業が非常に苦境にあることは十分承知しております。先般決定した総合経済対策に従って、金属鉱業経営安定化融資制度等の活用を行うとともに、鉱業審議会において、同産業の高度化、合理化の方向について速急に取組まうとめを行うことといたしてあります。

SDIにつきましては、レーガン大統領との会談において、官民調査団に対する米側の協力を感

謝すると同時に、今や我が国におきましては政府部内で慎重に検討していく旨を表明をいたしました。S D I 研究参加については、この調査結果をも踏まえ、今後の対応ぶりにつき、あらゆる角度から慎重に検討してまいる所存であります。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 中島武敏君。

○中島武敏君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、ただいまの総理の帰国報告に関し質問いたします。

私は、日本国民の根本的利益の擁護、日本外交の自主性の確立、民族自決権尊重の立場を貫いてこそ、世界平和も経済摩擦の真の解消も初めて実現できると確信するものでありますが、この立場から日米首脳会談の経過と結果を見るとき、重大な疑問を抱かざるを得ないのであります。(拍手)

まず、リビア問題であります。アメリカによる今回のリビア侵攻は、みずからの意に沿わないものを軍力で押しつぶすという、レーガン政権の力の論理、砲艦外交を端的に示すものにはなりません。もちろん、無辜の市民を巻き込む卑劣な無差別テロは絶対に許されるはならず、我が党は、国際的な防止策の確立を強く主張するものであります。しかし、だからといって、テロ防止を口実に戦争を引き起こしてよいなどという居直り強盗のような論理が通るはずはありません。国際法が自衛権の発動に、急迫不正の侵害があり、他にとるべき手段がなく、必要最小限という厳しい三条件を課していることは政府自身も認めており、アメリカの行動がこれに完全に違反していることは明白ではありませんか。レーガン大統領からリビア攻撃を告げられたとき、総理はなぜ批判の意思を表明されなかったのですか。また、聞き流したというのであれば、まさに黙示の承認を与えたということではありませんか。いつとは言わなかったからというその場逃

れの口実が通らないことは、外交上の常識であります。

重大なことは、N A T O 諸国がイギリスを除いてこそってアメリカのリビア攻撃に反対しているにもかかわらず、アメリカはN A T O の基地を使用してリビア攻撃を行ったことあります。リビアの最初の反撃はイタリアの米軍通信基地に向けられました。これは、米軍基地を置いている国では、その国の国民の意思に反して他国への侵略に利用され、その結果として戦場化する危険をまざまざと示すものであり、日米安保条約によって米軍に基地を提供している我が国に対しても、重大な反省を迫るものであります。総理の答弁を求めます。

次に、フィリピン問題であります。

総理はレーガン大統領に、フィリピンの発展と安定のために一層の日米協力を約束しましたが、一体どんな安定、何のための協力を行うというのでしょうか。アジア最大のスビック、クラークの両米軍基地の維持のために反共独裁のマルコス政権に介入し、フィリピン国民に塗炭の苦しみを負わせてきたのはアメリカ政府であります。日本政府、とりわけ中曽根総理の責任も重大であります。佐藤内閣以来、七代の内閣がアメリカを補助し、マルコス政権に注いだ金は、円借款だけで四千六百億円に上りますが、中曽根内閣一代だけで実にその三分の一、千五百億円を占めております。伝えられるように、円借款の一五％が独裁者の懐を肥やすリベートに化けたとすれば、それは総額七百億円の巨額に上るのであります。これこそ、日比西国民の血税浪費の最たるものであり、このマルコス疑惑の全容解明こそ先決ではありませんか。

そのためには、政府の資料を全面的に公開すること、丸紅、トヨなど企業側及び経済協力基金関係者の証人喚問を行うことが不可欠であります。総理・総裁として、これに応じるのかどうか、はっきりお答えいただきたい。(拍手)

総理が中南米諸国への援助拡大を約束したこと、見逃すことができません。アメリカが現にニカラグアに対して経済封鎖、機雷封鎖を強行し、反政府武装部隊を訓練して送り込むなど、余りにも明白な自決権侵害、内政干渉をエスカレートさせているにもかかわらず、それに抗議一つしないのは一体どのような理由によるものでありますか。干渉を容認した上に周辺国への援助を強化することは、ニカラグア包囲網への加担そのものではありませんか。メキシコ、パナマ、ベネズエラなどコンタドロー及び同支援グループ八カ国は、本年一月、中米平和の基礎が民族自決権擁護、内政不干渉、外国軍隊の撤退にあるというカラバジャ宣言を発表しました。レーガン支持ではなく、中南米諸国のこの良識ある決意に対する支持こそ表明すべきであります。総理の見解を伺いたいののであります。(拍手)

次に、会談の主要な議題となったという経済問題について伺います。

第一に、総理は、アメリカに輸入大国への転換を約束しましたが、製品輸入と海外直接投資の事実上の無制限拡大が、労働者の失業の大量発生を引き起こすことは明らかであります。通産省の産業構造審議会中間報告は、これによる雇用減少を合計二百万人と試算しておりますが、大量失業は当然であり、甘受せよとおっしゃるのか。

第二に、我が国中小企業、とりわけ輸出産地と下請企業は、一ドル百八十円を切る異常な円高のもとで、既に商談ストップ、大幅単価切り下げの苦境にあえいでおります。この上に市場開放と積極的産業調整の名による淘汰策を講じるといふのであれば、一体中小企業が生きる道はどこにあるのでしょうか。

第三に、あなたは、基幹的な農産物を除いて輸入を無制限に拡大するといふ、とんでもない誓約をしてきました。基幹的農産物とは何と何なのか、はっきりとお示しいただきたいのであります。(拍手)

第四に、石炭の国内生産水準を大幅に縮減するといいますが、現状の乏しい助成措置をさらに縮めようというのでしょうか。

第五に、庶民の零細貯蓄を守るマル優制度の見直しを経済構造調整研究会報告に盛り込んだのは、総理自身の強い指示があったからだといえられておりますが、事実ですか。あなたは、国会にも政府税調にも諮らずに、その廃止までレーガン大統領に約束してきたのですか。

総理は、経構研、いわゆる前川委員会の十九回の会合のうち、実に十八回に出席し、論議をみずからリードしたそうですが、従来の経済政策及び国民生活のあり方を歴史的に転換させるというほどの重大な政策を、国会にも一切諮らずに、あなた個人と側近グループだけで決定し、あなたも国策であるかのごとくその実行をアメリカに約束し、さらには対米公約として国民に押しつける権限を、だれに、何によって与えられているのでしょうか。みずから大統領にならなくては、国権の最高機関たる国会の上に置き、アメリカと財界の意向をあたまも天の声のごとく押しつけようとするあなたの態度は、議会制民主主義の原則と絶対に相入るものではありません。(拍手)

しかも、会談を通じて総理は、日米経済摩擦のアメリカ側原因、すなわち巨額の財政赤字を生み出したレーガン軍拡と、国内投資を怠り、製品輸入を急増させた米多国籍企業の利潤本位の行動を一切不問に付し、解決の責任のすべてを日本が負うという、恐るべき事態をつくり出しました。これでは今後、アメリカの対日赤字が減らない場合、日本側が一方的に責め立てられる結果になることは、火を見るよりも明らかではありませんか。だからこそ、自民党内からも、報告書を英文にして米側に渡し、これでよいかと伺いを立てるようなやり方は、まるで米国の属国のようなものです。声が噴出してると報道されているのであります。新たに設定することを合意した日米の次官クラスによる協議機関が、反国民的政策の実行をア

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 帰国報告についての発言に対する中島武敏君の質疑

アメリカが日常的に監視し、絶えず圧力をかける場となることは、必至と言わなければなりません。私は、前川レポートと対米約束の全面撤回を要求するものであります。

最後に、人類の生存にとって緊急かつ根本的問題である核戦争阻止、核兵器廃絶について伺いたい。

総理、この問題の核心が、核兵器廃絶そのものを米ソ交渉の第一義的課題とするかどうかにあることは、今さら言うまでもありません。一月のゴルバチョフ書記長提案の積極的意義もそこにあります。さらに先日、インドなど非同盟六カ国が米ソに対して核兵器廃絶を求める書簡を送るなど、今や世界にその声がますます広がってまいります。こうしたとき、総理は何ゆえに、中距離ミサイル削減などのあれこれに問題を矮小化し、核兵器廃絶という根本課題の棚上げを図るレーガン大統領に全面的な支持を表明したのですか。唯一の被爆国の総理として、あなたは、国民の願いにこたえ、核兵器廃絶を米ソ交渉の緊急課題とするようレーガン大統領になぜ求めなかったのですか、明確な答弁を求めます。(拍手)

総理が、宇宙にまで核軍拡競争を拡大するスターウォーズ、SDIへの協力問題で、従来の理解から政府部内で正式に検討すると大きく踏み込んだことも、極めて重大であります。SDIへの参加は、政府であれ民間企業であれ、明白な軍事協力であり、憲法と非核三原則、とりわけ宇宙開発と利用を平和の目的に限った一九六九年五月の本院決議の明らかな侵犯であります。既に政府自身が認めているように、SDI計画の柱であるエックス線レーザーのエネルギー源は、宇宙及び

地上における核爆発であり、米空軍当局者も、第三世代核兵器であると明言しております。これへの参加が非核三原則、平和の目的とどうして両立できますか。そして総理、平和の目的とは非核、非軍事の意味にはならないことは、本院の有権的解釈によっても、歴代政府の答弁によっても、繰り返し明らかにされているところであります。決議に従う限り、参加も協力もそもそもあり得ないのであり、いかなる意味でも検討の余地すらないことは明白ではありませんか。お答えいただけますのであります。(拍手)

以上、私は、我が国政治、経済、外交のすべての分野でレーガン政権の意向を最優先するあなたの屈辱的追随姿勢をただしてまいりました。そしてそれが、国権の最高機関である国会と国民の意思を踏みにじって恥じない、民主主義じゅうりんとも分ちがたく結びついていることを指摘してまいりました。今あなたは、空前の異常警備のもとで、天皇の戦争責任を一切免罪して在位六十周年記念式典なるものを準備し、さらには、東京サミットを大々的に演出することによって大國日本を宣伝し、国民の目を政治の現実からそらすようにはかっております。しかし、日米首脳会談の本質を多くの国民が知ったとき、国民からの痛烈な批判があなた自身にはね返ることは確実であります。このことを私は最後に指摘して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣中曾根康弘君 中島議員にお答えをいたします。

まず、リビアに対する攻撃の問題であります。本件については、米国は自衛権の行使である

との立場を表明しております。我が国としては、本件の当事者でもなく、かつまた、米側が行動を行った場合の具体的事実関係の詳細を承知しているわけではないので、具体的な行動に対する法的判断を行う立場にはないと考えております。

次に、リビアへの攻撃の話でございますが、これは食事の懇談の際に行われたもので、いつ、どこで、何を行うかという、そういう正式の通報ではないのであります。したがって、今のようにな、これを聞き流した、聞きとどめたという程度にとどめておいたものであります。

米軍通信基地の問題については、巻き込まれということをおっしゃいますが、問題は、巻き込まれ以前に、紛争をいかに未然に防止するかということが大事なのであります。そのために、万一紛争が発生した場合に、これに最も有効に対処し得る態勢を整えておくこと、米軍が円滑かつ効率的に活動し得るような施設を我が国に保持することが抑止力につながるものであり、日米安保体制の抑止の確保の観点よりこれは大事であると考えております。

フィリピンのマルコス疑惑の問題につきまして、これも誠心誠意努力して、真相究明に努めたかと思っております。しかし、日本の国法に違反する行為であるとか、あるいは汚職事件等の疑惑が濃厚であるという場合、そういう場合にはもちろん資料は要求すべきであります。そういうことが行われていない現段階においては、まだそういう段階には至っていないと考えております。証人喚問の問題につきましては、これは委員会において、国会でお決め願いたいと思っております。

中米問題等に対しましては、コンタドールグループの和平努力を我々は今後とも積極的に支援してまいりたいと思っております。中米諸国に対しても、福祉の向上、民生の安定のために援助も続行してまいりたいと考えております。

次に、産業転換と失業の問題でございますが、我が国は、今後とも、中長期的に内需中心の持続的な成長を図ることによりまして、拡大均衡を維持し、達成していきたいと思っております。新たな技術革新の成果を生かすこと等によって、多様な消費のニーズの拡大を伴った産業の高度化を図り、それによって雇用を造出していく、そういう考えに立って進んでまいりたいと思っております。

中小企業につきましては、去る二月に特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法を施行し、中小企業の事業転換の円滑化及び緊急経営安定のための対策を講じており、また、四月八日の総合経済対策におきまして、同じようにさらに金利の引き下げ、下請中小企業対策の拡充等も行い、今後とも万全を期してまいります。

いわゆる基幹的な農作物という問題につきましては、政府・与党で今後検討していくべき問題であります。

石炭対策につきましては、審議会の結論をもって対処したいと思っております。次に、対外公約の問題でございますが、経構研の報告というふうなものは、これは素案ができましたときにアメリカ及びECに人を派遣しまして、相手側の反応も見たわけでございます。その反応をよく見た上で我々は我が国の政策を決めていきたい、これが外交の手配というものであるとお考え願いたいのであります。

次に、アメリカ側との摩擦解消の問題でございますが、これは日米双方の努力が必要であり、アメリカ側に対しても、輸出努力、金利の低下あるいは赤字財政の改革、こういう問題を強く要望したところでございます。

いわゆる経緯の報告につきましては、先ほど来申し上げましたように、短期、中期、長期の問題に分けて逐次、与党と相談をして練り上げていきたいと考えております。いわゆる対米公約というようなものはないので、撤回する必要はございません。

米ソ交渉と核廃絶の問題でございますが、核兵器の究極的廃絶に向けて努力しているレーガン大統領の二月の対ソ回答というものを我々は評価しております。米ソがまず適切に適用された攻撃核の五〇％削減の原則の実施及びINF合意という必要な第一歩が達成されることが重要であると思っております。特に、全世界の平和にとって重大な意味を持つINFミサイルの削減に関し、八九年までのグローバルな全廃を提案している点は、我が国の立場にアメリカ側は十分配慮したものと評価しているところであります。

非核三原則とSDIとの関係につきましては、非核三原則は、我が国が主目的の意思をもって、我が国の領域内に核兵器の存在を許さないことを内容とする政策でありまして、米國が行うSDI研究との間に特別の関係があるとは考えておりません。国会決議については、政府としてはこれを尊重することは、従来から答弁しているとおりでございます。SDIにつきましては、目下検討中であり、天皇制に対する共産党のお考えは、国民の大多数

数は絶対に賛成しないと考えております。(拍手)
○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
法務大臣	鈴木省吾君
外務大臣	安倍晋太郎君
大蔵大臣	竹下登君
厚生大臣	今井勇君
通商産業大臣	渡辺美智雄君
労働大臣	林道君
建設大臣	江藤隆美君
国務大臣	河野洋平君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充

てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律

日本下水道事業団法の一部を改正する法律

環境衛生金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

電波法の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

法律

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

石川要三君

伊東正義君

鍵田忠三郎君

櫻内義雄君

仲村正治君

森山欽司君

町村信孝君

佐々木義武君

伊東正義君

石川要三君

佐々木義武君

町村信孝君

櫻内義雄君

鍵田忠三郎君

森山欽司君

仲村正治君

大蔵委員

辞任

補欠

越智伊平君

林大幹君

中川昭一君

額賀福志郎君

額賀福志郎君

中川昭一君

文教委員

辞任

補欠

木島喜兵衛君

天野等君

江田五月君

菅直人君

天野等君

木島喜兵衛君

菅直人君

江田五月君

社会労働委員

辞任

補欠

菅直人君

菅直人君

運輸委員

辞任

補欠

柿澤弘治君

東力君

東力君

柿澤弘治君

建設委員

辞任

補欠

山岡謙蔵君

大島理森君

木岡章君

田中克彦君

大島理森君

山岡謙蔵君

田中克彦君

木岡章君

科学技術委員

辞任

補欠

伊東正義君

森田一君

佐々木義武君

笹山登生君

櫻内義雄君

鈴木宗男君

森山欽司君

近藤鉄雄君

小川泰君

伊藤英成君

近藤鉄雄君

森山欽司君

笹山登生君

佐々木義武君

鈴木宗男君

櫻内義雄君

森田一君

伊東正義君

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 (朗読を省略した議長の報告 児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案 (参議院回付))

七〇一

伊藤 英成君 小川 泰君
予算委員

井上 一成君 木島喜兵衛君
井上 普方君 木間 章君
井上 敬之助君 小川 泰君
木下敬之助君 井上 一成君
木島喜兵衛君 井上 普方君
木間 章君 木下敬之助君
小川 泰君

小川 泰君
井上 普方君
木下敬之助君

小川 泰君
井上 普方君
木下敬之助君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
建設委員

池田 行彦君 小坂徳三郎君
榎本 和平君 藤尾 正行君
小坂徳三郎君 池田 行彦君
藤尾 正行君 榎本 和平君

池田 行彦君 小坂徳三郎君
榎本 和平君 藤尾 正行君
小坂徳三郎君 池田 行彦君
藤尾 正行君 榎本 和平君

小坂徳三郎君 有馬 元治君
藤尾 正行君 白井日出男君
阿部 昭吾君 江田 五月君
有馬 元治君 小坂徳三郎君
白井日出男君 藤尾 正行君
江田 五月君 阿部 昭吾君

有馬 元治君 白井日出男君
阿部 昭吾君 江田 五月君
小坂徳三郎君 藤尾 正行君
江田 五月君 阿部 昭吾君

有馬 元治君 白井日出男君
阿部 昭吾君 江田 五月君
小坂徳三郎君 藤尾 正行君
江田 五月君 阿部 昭吾君

有馬 元治君 白井日出男君
阿部 昭吾君 江田 五月君
小坂徳三郎君 藤尾 正行君
江田 五月君 阿部 昭吾君

有馬 元治君 白井日出男君
阿部 昭吾君 江田 五月君
小坂徳三郎君 藤尾 正行君
江田 五月君 阿部 昭吾君

有馬 元治君 白井日出男君
阿部 昭吾君 江田 五月君
小坂徳三郎君 藤尾 正行君
江田 五月君 阿部 昭吾君

有馬 元治君 白井日出男君
阿部 昭吾君 江田 五月君
小坂徳三郎君 藤尾 正行君
江田 五月君 阿部 昭吾君

国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第七五号)
社会労働委員会 付託
原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣議正君外五名提出、衆法第二三三号)
科学技術委員会 付託
一、去る十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
戦時災害援護法案(片山基市君外五名提出、参法第二二二号)(予)
社会労働委員会 付託
一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業庁設置法案(清水勇君外六名提出、衆法第一四四号)
内閣委員会 付託
(議案送付)
一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
一、去る十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣議正君外五名提出)
一、昨二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
中小企業庁設置法案(清水勇君外六名提出)
(回付議案受領)
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

一、去る十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)
一、去る十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
環境衛生金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
電波法の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案
中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛庁の秘密に関する質問主意書(矢山有作君提出)
国家石油備蓄の貯油状況及び財政見通しに関する質問主意書(川崎寛治君提出)

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

研究交流促進法案

右

国会に提出する。

昭和六十一年三月二十日

内閣総理大臣 中曽根康弘

研究交流促進法

(目的)

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する国の試験研究に關し、国と国以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じ、もつて科学技術に關する試験研究の効率的推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に關する試験研究（以下「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。

一 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第八条の二の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる試験研究機関その他の施設等機関

二 国家行政組織法第八条の三の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

三 国家行政組織法第九条の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

2 この法律において「研究公務員」とは、試験研

究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。

一 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項の規定に基づき、同法別表第七研究職俸給表（次号において「別表第七」という。）の適用を受ける職員（その属する職務の級が一級である者を除く。）並びに同法別表第六教育職俸給表（次号において「別表第六」という。）の適用を受ける職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定の適用又は準用を受ける職員を除く。）及び一般職の職員の給与等に関する法律別表第八医療職俸給表（次号において「別表第八」という。）の適用を受ける職員のうち研究を行う者として政令で定める者

二 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第二項の規定に基づき別表第七に定める額の俸給が支給される職員（その属する職務の級が一級である者を除く。）並びに同項の規定に基づき別表第六又は別表第八に定める額の俸給が支給される職員及び防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第五十九条に規定する自衛官のうち研究を行う者として政令で定める者

（外国人の研究公務員への任用）

第三条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者（同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。次項及び次条において「任命権者」という。）は、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究

究公務員（前条第二項第二号に規定する者を除く。）に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。

一 試験研究機関等の長である職員

二 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を整理する職の職員その他これに準ずる職員として政令で定めるもの

三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究公務員に任用する場合において、当該外国人を任用するために特に必要であるときには、任期を定めることができる。

(研究集会への参加)

第四条 研究公務員が、科学技術に關する研究集会への参加を申し出たときは、任命権者は、その参加が、研究に關する国と国以外の者との間の交流の促進に特に資するものであり、かつ、当該研究公務員の職務に密接な関連があると認められる場合には、当該研究公務員の所属する試験研究機関等の研究業務の運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

（研究公務員に關する国家公務員等退職手当法の特例）

第五条 研究公務員が、国以外の者が国と共同して行う研究又は国の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十三条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に

該当するときは、当該休職に係る期間については、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、研究公務員が国以外の者から国家公務員等退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（国の受託研究の成果に係る特許権等の譲与）

第六条 国は、国以外の者から委託を受けて行つた研究の成果に係る国の特許権又は実用新案権の一部を、政令で定めるところにより、当該国以外の者に譲与することができる。

（国際共同研究に係る特許発明等の実施）

第七条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行つた研究（基盤技術研究四角化法（昭和六十一年法律第六十五号）第四条に規定する基盤技術に關する試験研究を除く。）の成果に係る国の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行うときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

（国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄）

第八条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行う研究のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者（以下この条において「外国等」という。）に対し、次に掲げる国の損害賠償の請求権

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 研究交流促進法案及び同報告書 新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案及び同報告書

七〇四

を放棄することができる。

一 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により生じた国有の施設、設備、機械器具及び資料の滅失又は損傷に関する外国等に対する国の損害賠償の請求権

二 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条第一項又は防衛庁職員給与法第一条に規定する職員につき生じた公務上の災害に関し、国が国家公務員災害補償法第十条、第十二条から第十三条まで、第十五条及び第十八条の規定(防衛庁職員給与法第二十七條第一項において準用する場合を含む。)に基づき補償を行ったことにより国家公務員災害補償法第六條第一項の規定(防衛庁職員給与法第二十七條第一項において準用する場合を含む。)に基づき取得した外国等に対する損害賠償の請求権

(国有施設の使用)

第九条 国は、国の研究に関し交流の促進を図るため、政令で定めるところにより、国有の試験研究施設を管理する機関が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である研究を行う者に対し、その者が当該試験研究施設を使用して得た記録、資料その他の研究の結果を当該機関に政令で定める条件で提供することを約するときは、当該試験研究施設の使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(配慮事項)

第十条 国は、国の研究に関し国際的な交流を促進するに当たっては、条約その他の国際約束を

誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を払うものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じ、我が国の科学技術に関する試験研究の効率的推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

研究交流促進法案(内閣提出)に関する報告書

書

一 議案の要旨及び目的

本案は、科学技術に関する国の試験研究について国と国以外の者との間の交流を促進するために必要な措置を講じ、我が国の科学技術に関する試験研究の効率的推進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 試験研究機関等において研究に従事する研究公務員に外国人を任用できるようにすること。

2 研究公務員に職務専念義務の免除による学会等への出席の道を開くこと。

3 国の委託研究及び国と国以外の者との共同研究の効率的推進のため、研究公務員を休職により当該研究の相手方である民間企業等の研究に従事させる場合、退職手当上不利に

ならないようにすること。

4 国の受託研究の成果から生まれた特許権等に関する取扱いを改善すること。

5 外国政府等との共同研究の成果から生まれた特許権等について、当該外国政府等に対し無償又は廉価による使用を認めることができるようにすること。

6 外国政府等との共同研究の実施に伴い生ずる当該外国政府等に対する損害賠償の請求権を放棄できるようにすること。

7 研究交流の促進を図るため、特に必要がある場合で、試験研究機関等が行っている研究と密接な関連を有し、その推進が特に有益であると認められる試験研究を行う者に対し、試験研究機関等の施設を廉価で使用させることができるようにすること。

8 国は、国の研究に関し国際的な交流を促進するに当たっては、条約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持について特別の配慮を払うものとする。

二 議案の可決理由

本案は、科学技術に関する産学官及び外国との研究交流を促進するために必要な措置として、妥当なものと認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本社会党・護憲共同小澤克介君より研究交流に関する基本方針の規定を加える等の修正案が提出されたが、否決された。また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年四月十八日

科学技術委員長 大久保直彦
衆議院議長 坂田 道太

〔別紙〕

研究交流促進法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について遺憾なきを期すべきである。

一 本法に基づいて研究交流を促進するに当たっては、日本国憲法の理念である平和国家の立場をふまえ、進んで全世界の科学技術の発展と国際平和に資するよう努めること。

二 研究交流の促進に当たっては、創造性豊かな科学技術の振興に重点を置くとともに、研究者がその創意を十分発揮できるよう運用の弾力化及び研究環境条件の整備に努めること。

三 第五条により休職にされた場合でも、国家公務員の地位及び研究機関等の設置目的の範囲内でのみ研究に従事させること。

四 民間企業との研究交流を進めるに当たっては、公正を確保するとともに、技術力の高い中小企業にも十分配慮すること。

五 外国との研究交流を進めるに当たっては、特定の国に偏ることのないように留意するとともに、相互の文化、生活慣習等の違いに十分配慮すること。

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十一年二月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律
新住宅市街地開発法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「公益的施設」の下に「又は特定業務施設を加え、あわせて行なわれる」を併せて行われるに改め、同条第十項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するもののうち、公益的施設以外のものをいう。

第二条の二第三号中「百人」を「八十人」に、「約一万人」を「おおむね六千人からおおむね二万人まで」に改め、同条第四号中「又は住居地域」を「若しくは住居地域又は準工業地域」に改める。

第四条第二項に次の一号を加える。

四 特定業務施設の敷地の造成を含む新住宅市街地開発事業に関する都市計画にあつては、宅地の利用計画は、前三号の基準によるほか、当該区域内又は一若しくは二以上の住区内に配置されることとなる当該施設の敷地の配置及び規模が、当該区域に形成されるべき住宅市街地の都市機能の増進及び良好な居住環境の確保のために適切なものとなるように定めること。

第二十五条中「公益的施設等の施設」の下に「(特定業務施設を除く。を)」「資するように」の下に「特定業務施設については居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するように」を加える。

第三十一条中「二年」を「三年」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、処分計画で定める規模及び用途の建築物が規模、用途等を勘案して建設省令で定める建築物である場合については、当該建築物を建築しなければならない期間は、三年を超え五年を超えない範囲内において建設省令で定める期間とする。

第四十五条第二項中「第三十四条の五」を「第三十四条の四」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建築義務に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に締結されている買戻しの特約に係る建築物の建築義務については、なお従前の例による。

理 由

健全な住宅市街地の開発を図るため、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、健全な住宅市街地の開発を図るた

め、施設立地の多様化、住区の規模要件の緩和、建築義務期間の延長等新住宅市街地開発法について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和する特定業務施設を、新たに事業地内に立地できるものとす

2 準工業地域が定められている区域を含む区域について新住宅市街地開発事業を施行することができるとする。

3 住区をおおむね六千人からおおむね一万人までが居住することができるとする地区とする。

4 建築義務期間を二年以内から原則として三年以内に延長するものとする。

5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

健全な住宅市街地の開発を図るため、近年の地域整備上の要請等に配慮して、施設立地の多様化等を行おうとする本案の措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年四月十八日

建設委員長 瓦 力

衆議院議長 坂田 道太殿

(別紙)

新住宅市街地開発法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法の目的に照らし、新住宅市街地開発事業地内の準工業地域及び特定業務施設の配置については、良好な居住環境の確保に努めること。

二 雇用の場や大学、文化施設等の複合的機能については、調和のとれた市街地の形成に資するよう配慮すること。

三 魅力的な街づくりを行うため、良好な居住環境、調和のとれた複合的機能及び緑豊かな公園施設等を一体的なものとして形成するよう配慮すること。

右決議する。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一百万の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一百万の臨時補助貨幣の発行に関する法律

(十万円及び一百万の臨時補助貨幣の発行)

第一条 政府は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、臨時通貨法(昭和三十三年法律第八十六号)第二条に規定するもののほか、十万円及び一

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案及び同報告書 昭和五十八年度一般會計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(その一)外二件(承諾を求めるの件)に関する報告書

七〇六

万円の臨時補助貨幣を発行することができる。
(法貨としての通用限度)

第二条 前条の規定により発行する十万円の臨時補助貨幣は二百万円まで、一萬円の臨時補助貨幣は二十万円までを限り法貨として通用する。

(素材、量目、品位及び形式)

第三条 第一条の規定により発行する十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の素材は、それぞれ金及び銀とし、量目は、それぞれ二十グラムとする。

2 第一条の規定により発行する十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の品位及び形式は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定により発行する十万円及び一萬円の臨時補助貨幣については、造幣局特別會計法(昭和二十五年法律第六十三号)第九条に規定する補助貨幣として、同法の規定を適用する。

理 由

天皇陛下御在位六十年を記念するため、十万円及び一萬円の臨時補助貨幣を発行することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の内容は、次のとおりである。

1 天皇陛下御在位六十年を記念するため、十万円及び一萬円の臨時補助貨幣を発行するこ

とができることとする。

2 十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の法貨としての通用限度は、それぞれ二〇〇万円及び二〇万円とすること。

3 十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の素材は、それぞれ金及び銀、量目は、それぞれ二〇グラムとし、品位及び形式は、政令で定めることとする。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

天皇陛下御在位六十年を記念するため、十万円及び一萬円の臨時補助貨幣を発行することができることとする措置を講ずることは、時宜に適當なものとする認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和六十一年度一般會計予算の歳入において、補助貨幣回収準備資金から一般會計の歳入への繰入額として、天皇陛下御在位六十年記念貨幣発行に係る分を含め、四、三九億九千円を上している。
昭和六十一年四月十八日
大蔵委員長 小泉純一郎
衆議院議長 坂田 道太殿

昭和五十八年度一般會計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めるの件)(第百一回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十八年度一般會計予備費使用總調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めるの件)(第百一回国会、内閣提出)に関する報告書
本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、

昭和五十八年度一般會計予備費の予算額二、一〇〇億円のうち、昭和五十八年四月二十六日から同年十二月二十三日までの間において決定された七二億九、二八万三千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要な経費、児童扶養手当給付費等の不足を補うために必要な経費等三十件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
昭和六十一年四月二十一日
決算委員長 角屋堅次郎
衆議院議長 坂田 道太殿

昭和五十八年度特別會計予算總則第十一條の規定に基づき、昭和五十八年七月二十九日から同年十二月二十三日までの間において決定された八億二、六九六万七千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別會計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額、治水特別會計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額等六特別會計の十件である。

二 本件の議決理由

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十八年度特別會計予備費の予算總額三兆九、一三四億六九六万六千円のうち、昭和五十八年十月七日から同年十二月二十三日までの間において決定された一七億一、〇二四万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、農業共済再保険特別會計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等三特別會計の三件である。

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、昭和五十八年度特別會計予備費の予算總額三兆九、一三四億六九六万六千円のうち、昭和五十八年十月七日から同年十二月二十三日までの間において決定された一七億一、〇二四万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、農業共済再保険特別會計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費等三特別會計の三件である。

二 本件の議決理由
本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
昭和六十一年四月二十一日
決算委員長 角屋堅次郎
衆議院議長 坂田 道太殿

昭和五十八年度特別會計予算總則第十一條に基づき、経費増額總調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)(承諾を求めるの件)(第百一回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十八年度特別會計予算總則第十一條の規定に基づき、昭和五十八年七月二十九日から同年十二月二十三日までの間において決定された八億二、六九六万七千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別會計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額、治水特別會計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額等六特別會計の十件である。

二 本件の議決理由

本件は、昭和五十八年度特別會計予算總則第十一條の規定に基づき、昭和五十八年七月二十九日から同年十二月二十三日までの間において決定された八億二、六九六万七千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別會計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額、治水特別會計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額等六特別會計の十件である。

二 本件の議決理由

本件は、昭和五十八年度特別會計予算總則第十一條の規定に基づき、昭和五十八年七月二十九日から同年十二月二十三日までの間において決定された八億二、六九六万七千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別會計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額、治水特別會計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額等六特別會計の十件である。

昭和六十一年四月二十一日
決算委員長 角屋堅次郎
衆議院議長 坂田 道太殿

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十八年度一般会計予備費の予算額二、一〇〇億円のうち、昭和五十九年一月十日から同年三月三十日までの間において決定された一、一二五億二、〇四九万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、雇用保険の求職者給付に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、老人医療給付費等補助に必要な経費等二十六件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和六十一年四月二十一日

決算委員長 角屋堅次郎

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和五十八年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十八年度特別会計予備費の予算総額三兆九、一三四億六九万六千円のうち、昭和五十

九年二月四日から同年三月三十日までの間において決定された一、七二五億五、五四二万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰入れに必要な経費等四特別会計の六件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和六十一年四月二十一日

決算委員長 角屋堅次郎

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和五十八年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二回国会、内閣提出)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十八年度特別会計予算総則第十一條の規定に基づき、昭和五十九年三月十三日から同年三月三十日までの間において決定された九六八億三、三二四万七千円の経費増額につき、予備費使用の例により国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費の増額及び道路整備特別会計における豪雪に伴う道路事業に必要な経費の増額の二件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年四月二十一日

決算委員長 角屋堅次郎

衆議院議長 坂田 道太殿

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案

右

昭和六十一年三月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 外国法事務弁護士の職務(第三条―第六条)

第三章 外国法事務弁護士となる資格

第一節 法務大臣による承認(第七条―第十五条)

第二節 特定外国法の指定(第十六条―第二十条)

第四章 外国法事務弁護士の登録、業務及び監督

第一節 総則(第二十一条―第二十三条)

第二節 外国法事務弁護士の登録

第一款 外国法事務弁護士名簿(第二十四条―第三十六条)

第二款 外国法事務弁護士登録審査会(第三十七条―第三十九条)

第三款 弁護士会及び日本弁護士連合会へ

の入会及び退会(第四十条―第四十三条)

第三節 外国法事務弁護士の権利及び義務(第四十四条―第五十条)

第四節 外国法事務弁護士の懲戒

第一款 懲戒の処分(第五十一条―第五十四条)

第二款 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会(第五十五条―第五十八条)

第五章 雑則(第五十九条―第六十二条)

第六章 罰則(第六十三条―第六十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるのみを開き、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士士の例に準じて規律する等の特別の措置を講ずることにより、涉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 弁護士 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定による弁護士をいう。

二 外国弁護士 外国(法務省令で定める連邦国家にあつては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるものをいう。以下同じ)において法律事務を行うこと

昭和六十一年四月二十二日 衆議院会議録第二十三号

昭和五十八年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する特別措置法案及び同報告書 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案及び同報告書

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法案及び同報告書

七〇八

を職務とする者で弁護士に相当するものをいう。

三 外国法事務弁護士 第七条の規定による承認を受け、かつ、第二十四条の規定による名簿への登録を受けた者をいう。

四 原資格国 第七条の規定による承認を受けた者がその承認の基礎となつた外国弁護士となる資格を取得した外国をいう。

五 原資格国法 原資格国において効力を有し、又は有した法をいう。

六 原資格国法に關する法律事務 原資格国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

七 特定外国 原資格国以外の特定の外国をいう。

八 特定外国法 特定外国において効力を有し、又は有した法をいう。

九 指定法 第七条の規定による承認を受けた者が第十六条第一項の規定による指定を受けた特定外国法をいう。

十 指定法に關する法律事務 指定法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

十一 日本弁護士連合会 弁護士法の規定による日本弁護士連合会をいう。

十二 弁護士会 弁護士法の規定による弁護士会をいう。

十三 国内 この法律の施行地をいう。

第二章 外国法事務弁護士の職務

第三条 外国法事務弁護士は、当事者その他関係

人の依頼又は官公署の依頼によつて、原資格国法に關する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

一 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成

二 刑事に關する事件における弁護士としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三 原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明

四 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達

五 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條第五号の公正証書の作成囑託の代理

六 国内に所在する不動産に關する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に關する権利(以下「工業所有権等」という。)の得喪又は変更を主たる目的とする法律事件についての代理又は文書(鑑定書を除く。以下この条において同じ。)の作成

七 外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であつても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

一 国内に所在する不動産に關する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、前項第六号の法律事件以外のもの

のについての代理及び文書の作成

二 親族關係に關する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

三 国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に關する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に關する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

(職務外の法律事務の取扱ひの禁止)

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範圍を超えて法律事務を行つてはならない。

(指定法に關する法律事務)

第五条 外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十六条第一項の規定による指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に關する法律事務を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

2 第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により指定法に關する法律事務を行う場合について準用する。

(弁護士法の準用等)

第六条 弁護士法第一条及び第二条の規定は、外国法事務弁護士について準用する。

2 弁護士法第七十二条の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

第三章 外国法事務弁護士となる資格

第一節 法務大臣による承認

(外国法事務弁護士となる資格)

第七条 外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する。

(欠格事由)

第八条 弁護士法第六条の規定は、外国法事務弁護士となる資格について準用する。

(承認の申請)

第九条 第七条の規定による承認(以下「承認」という。)を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国の国名、当該外国弁護士の名稱その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書には、外国弁護士となる資格を取得したことを証する書類、次条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(承認の基準)

第十条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者(以下「承認申請者」という。)が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。

一 外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後五年以上その資格を取得した外国において外国弁護士として職務を行つた経験を有すること。

二 次に掲げる者でないこと。

イ 禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者

ロ 弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた者

ハ 弁護士法第六条第三号に規定する処分に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

ニ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものと外国の法令上同様に取り扱われている者

三 誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産の基礎を有するとともに、依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

2 法務大臣は、承認申請者が前項各号に掲げる基準に適合するものである場合においても、弁護士となる資格を有する者に対し同項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われているときでなければ、承認をすることができない。

3 法務大臣は、承認をする場合には、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴かなければならない。

(承認の告示等)

第十一条 法務大臣は、承認をしたときは、遅滞なく、その旨を承認申請者及び日本弁護士連合会に書面で通知するとともに、官報で告示しな

ければならない。

2 承認は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。

(承認の失効)

第十二条 承認を受けた者が、前条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内

に第二十五条第一項の規定による請求をしなかつたときは、その承認は、その効力を失う。

(報告等)

第十三条 法務大臣は、承認を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項又は弁護士となる資格を有する者に対する原資格国における取扱いに

関する事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 法務大臣は、承認に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(承認の取消し)

第十四条 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その承認を取り消さなければならない。

一 原資格国の外国弁護士となる資格を失つたとき。

二 第八条において準用する弁護士法第六条各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたとき。

2 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その承認を取り消すことができる。

一 第九条第一項の承認申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二 第十条第一項第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 業務又は財産の状況が著しく悪化し、これによつて依頼者が損害を受けるおそれがある場合において、その損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。

四 第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項について、前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けたとき。

3 法務大臣は、弁護士となる資格を有する者に対し外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われなくなつたときは、当該外国を原資格国として承認を受けた者に対し、その承認を取り消すことができる。

4 第十条第三項及び第十一条の規定は、前三項の規定による承認の取消しについて準用する。

(陳述等の機会の供与)

第十五条 法務大臣は、前条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受ける者に対してその旨を通知し、かつ、これに関して相当の期間内に陳述及び資料

の提出をする機会を与えなければならない。

第二節 特定外国法の指定

(指定)

第十六条 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するときは、その者に対し、特定外国法を指定することができる。

一 特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること。

二 特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて五年以上の実務経験を有する者であること。

2 第十条第三項及び第十一条の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(指定の申請)

第十七条 承認を受けた者が前条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとするときは、指定申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、前条第一項各号に掲げる条件の一に該当することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

(指定の失効)

第十八条 承認がその効力を失い、又は取り消されたときは、指定は、その効力を失う。指定を受けた者が第十六条第二項において準用する第

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号 外国弁護士による法律事務の取扱に關する特別措置法案及び同報告書

七一〇

十一 一条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に第三十三条第一項の規定による請求をしなかつたときも、同様とする。
(報告等)

第十九条 法務大臣は、指定を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十六条第一項各号に掲げる条件に係る事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。
2 第十三条第二項の規定は、指定に關する事務の処理について準用する。

(指定の取消し)

第二十条 法務大臣は、指定を受けた者が第十六条第一項第一号の資格を失つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 法務大臣は、指定を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その指定を取り消すことができる。
一 第十七条第一項の指定申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二 前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
3 第十條第三項、第十一條及び第十五條の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

第四章 外国法事務弁護士の登録、業務及び監督
第一節 総則

(弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等)
第二十一条 弁護士法第三十一条第一項、第四十

一条及び第四十二条第二項(同法第五十条において準用する場合を含む。)並びに同法第四十五条第二項、第四十八条及び第四十九条の規定の適用については、外国法事務弁護士は、弁護士とみなす。

(弁護士会の会則の記載事項の特則)

第二十二條 弁護士会の会則には、弁護士法第三十三條第二項各号に掲げるもののほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 外国法事務弁護士に關する弁護士法第三十三條第二項第三号、第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
二 外国法事務弁護士の綱紀保持に關する規定
三 官公署その他に對する外国法事務弁護士の推薦に關する規定
四 外国法事務弁護士の職務に關する紛議の調停に關する規定
五 外国法事務弁護士の懲戒の請求に關する規定
六 その他外国法事務弁護士に關する必要な規定

(日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則)
第二十三條 日本弁護士連合会の会則には、弁護士法第四十六條第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事項
二 外国法事務弁護士名簿の登録、登録換え及び登録の取消しに關する規定
三 外国法事務弁護士登録審査會に關する規定
四 外国法事務弁護士の懲戒、外国法事務弁護

士懲戒委員會及び外国法事務弁護士綱紀委員會に關する規定

五 その他外国法事務弁護士に關する必要な規定

第二節 外国法事務弁護士の登録
第一款 外国法事務弁護士名簿

(登録)

第二十四條 外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合會に備える外国法事務弁護士名簿に、氏名、生年月日、国籍、原資格國の國名、國內の住所、事務所、所屬弁護士會その他の日本弁護士連合會の會則で定める事項の登録を受けなければならない。

2 外国法事務弁護士名簿の登録は、日本弁護士連合會が行う。

(登録の請求等)

第二十五條 前條の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、入会しようとする弁護士會を経由して、日本弁護士連合會に登録請求書提出しなければならぬ。

2 前項の登録請求書には、次に掲げる事項を記載し、外国法事務弁護士となる資格を有することとを証する書類その他の日本弁護士連合會の會則で定める書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする事項

二 承認を受けた年月日

三 外国弁護士として受けた賞罰及びその職務上の監督機關によるその職務歴に關する評價
四 その他日本弁護士連合會の會則で定める事項

3 第一項の登録請求書の提出を受けた弁護士會

は、速やかに、これを日本弁護士連合會に進達しなければならない。

4 前項の弁護士會は、日本弁護士連合會に對し、第一項の規定による登録の請求(以下「登録請求」という。)について意見を述べることができ。

(登録の拒絶)

第二十六條 日本弁護士連合會は、登録請求をした者が、弁護士會若しくは日本弁護士連合會の秩序若しくは信用を害するおそれがあるとき、又は次の各号の一に該當し、外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、外国法事務弁護士登録審査會の議決に基づき、その登録を拒絶することができる。

一 心身に故障があるとき。

二 第八條において準用する弁護士法第六條第三号に規定する処分を受けた者が当該処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。
(登録に關する通知)

第二十七條 日本弁護士連合會は、登録請求を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒絶したときはその旨及びその理由を当該登録請求をした者及びこれを進達した弁護士會並びに法務大臣に書面により通知しなければならない。

(登録換への請求等)

第二十八條 外国法事務弁護士は、所屬弁護士會を変更しようとするときは、新たに入会しようとする弁護士會を経由して、日本弁護士連合會に登録換え請求書提出しなければならない。

2 外国法事務弁護士は、前項の規定による登録

換えの請求(以下「登録換え請求」という。)をするときは、所属弁護士会にその旨を届け出なければならぬ。

3 第二十五条第三項及び第四項並びに前二条の規定は、登録換え請求について準用する。

(登録の取消しの請求)

第二十九条 外国法事務弁護士は、その業務をやめようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録の取消しを請求しなければならない。

(登録の取消し)

第三十条 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が次の各号の一に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第八条において準用する弁護士法第六条各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたとき。

二 前条の規定により登録の取消しを請求したとき。

三 退会命令を受けたとき。

四 第十四条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項の規定により承認が取り消されたとき。

五 死亡したとき。

2 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が、第二十六条各号に掲げる事項について虚偽の申告をしていとき、又は第四十八条の規定に違反したときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を取り消すことができる。

3 日本弁護士連合会は、第一項第一号から第四号まで又は前項の規定により登録を取り消した

ときは、その旨及びその理由を当該外国法事務弁護士及び従前の所属弁護士会並びに法務大臣に書面により通知しなければならない。

(登録の取消事由の報告)

第三十一条 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士に登録の取消事由があると認めるときは、日本弁護士連合会に、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(登録等の公告)

第三十二条 日本弁護士連合会は、登録、登録換え及び登録の取消しをしたときは、速やかに、その旨を官報で公告しなければならない。

(指定法の付記の請求)

第三十三条 外国法事務弁護士は、登録に指定法の付記を受けようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に対し、指定法付記請求書を提出しなければならない。

2 前項の指定法付記請求書には、日本弁護士連合会の会則で定める事項を記載し、指定を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

3 第二十五条第三項の規定は、第一項の指定法付記請求書の進達について準用する。

(指定法の付記)

第三十四条 日本弁護士連合会は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに、当該外国法事務弁護士の登録に当該指定法を付記しなければならない。

2 第二十七条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。

(指定法の付記の抹消)

第三十五条 日本弁護士連合会は、指定が取り消

されたときは、当該指定法の付記を抹消しなければならない。

(指定法の付記等の公告)

第三十六条 第三十二条の規定は、指定法の付記及びその付記の抹消について準用する。

第二款 外国法事務弁護士登録審査会

(設置)

第三十七条 日本弁護士連合会に外国法事務弁護士登録審査会を置く。

2 外国法事務弁護士登録審査会は、日本弁護士連合会の請求により、外国法事務弁護士の登録請求、登録換え請求、第二十九条の規定による登録の取消しの請求及び第三十条第二項の規定による登録の取消しに必要の審査を行うものとする。

(組織)

第三十八条 外国法事務弁護士登録審査会は、会長及び委員十三人をもつて組織する。

2 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。

3 委員のうち、八人は弁護士の中から、三人は裁判官、検察官及び学識経験者の中からそれぞれ一人ずつ、二人は政府職員の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外国法事務弁護士登録審査会に予備委員十三

人を置く。

6 第三項及び第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。

7 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士登録審査会の会長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士登録審査会の委員及び予備委員について準用する。

(審査手続)

第三十九条 弁護士法第五十五条第一項の規定は、外国法事務弁護士登録審査会の審査手続について準用する。

2 外国法事務弁護士登録審査会は、登録請求若しくは登録換え請求の拒絶又は第三十条第二項の規定による登録の取消しを可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、かつ、これに関して陳述及び資料の提出をする機会を与えなければならない。

第三款 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会

(弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会)

第四十条 登録を受けた者は、当該登録の時に、当該弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとする。

2 登録換えを受けた者は、当該登録換えの時に、当該弁護士会に入会するものとし、これによつて従前の所属弁護士会を退会するものとする。

3 第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた者は、その取消しの時に、所属弁護士会及び日本弁護士連合会を退会するものとする。

第四十一条 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所属した外国法事務弁護士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会に入会するものとする。

2 第二十八条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

(会則を守る義務)

第四十二条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定を守らなければならない。

(外国法事務弁護士の議決権)

第四十三条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会又は日本弁護士連合会が、第二十二各号又は第二十三各号に掲げる事項についての会則の制定又は改廃を審議すべき総会を招集するときは、その総会に出席し、意見を述べ、及び議決に加わることができる。

第三節 外国法事務弁護士の権利及び義務

(外国法事務弁護士の資格の表示)

第四十四条 外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称を用い、かつ、その名称に原資格国の国名を付加しなければならない。

(外国法事務弁護士の事務所)

第四十五条 外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。

2 外国法事務弁護士の事務所の名称中には、当該事務所を設ける外国法事務弁護士の全部又は一部の者の氏名を用いなければならない。かつ、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、弁護士に雇用されているときは、その弁護士の事務所の名称を使用することができる。

4 外国法事務弁護士事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。

5 外国法事務弁護士は、いかなる名義をもつてしても、国内に二個以上の事務所を設けることができない。

(原資格国法及び指定法の表示)

第四十六条 外国法事務弁護士は、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、その事務所内の公衆の見やすい場所に、原資格国法及び指定法を表示する標識を掲示しなければならない。

2 前項の規定による掲示のほか、原資格国法及び指定法の表示に関し必要な事項は、日本弁護士連合会の会則で定める。

(外国弁護士の名称等の使用)

第四十七条 外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称及び原資格国の国名に付加する場合に限り、原資格国における外国弁護士の名称を用いることができる。

2 外国法事務弁護士は、業務を行うに際して

は、次に掲げる場合において自己の氏名及び事務所の名称に付加するときに限り、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するものの名称を用いることができる。

一 当該事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がない場合

二 既に当該事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がある場合においてその外国法事務弁護士と事務所を共にするとき。

(在留義務)

第四十八条 外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上本邦に在留しなければならない。

2 外国法事務弁護士が、自己又は親族の傷病その他のやむを得ない事情に基づき、出国をして本邦外の地域に在った場合においては、その本邦外の地域に在った期間は、前項の規定の適用については、本邦に在留した期間とみなす。

(弁護士の雇用等の禁止)

第四十九条 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない。

2 外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の弁護士と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護士が法律事務を行つて得る報酬その他の収益の分配を受けてはならない。

(弁護士法の準用等)

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条まで

の規定は、外国法事務弁護士について準用する。

2 弁護士法第七十四条第二項の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

第四節 外国法事務弁護士の懲戒

第一款 懲戒の処分

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十一条 外国法事務弁護士は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定に違反し、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士懲戒委員会の議決に基づいて行う。

(懲戒の種類)

第五十二条 懲戒は、次の四種とする。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 退会命令

四 除名

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十三条 何人も、外国法事務弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、当該外国法事務弁護士の所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に懲戒の請求をすることができる。

2 弁護士会は、所屬の外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思料するとき、又は前項の請求があつたときは、弁護士法第七十条第一項の規定によりその弁護士会に置かれた綱紀委員会に調査をさせることができる。この場合において、その綱紀委員会が当該外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めたときは、その綱紀委員会の調査結果及び意見を添えて日本弁護士連合会に懲戒の請求をしなければならない。	及び第三項の調査の手続について準用する。 (弁護士法の準用) 第五十四条 弁護士法第六十三条の規定は懲戒に付された外国法事務弁護士について、同法第六十四条の規定は外国法事務弁護士の懲戒手続について準用する。 第二款 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会 (外国法事務弁護士懲戒委員会の設置) 第五十五条 日本弁護士連合会に外国法事務弁護士懲戒委員会を置く。	4 委員は、弁護士、裁判官、検察官、政府職員及び学識経験者の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。	4 委員は、弁護士、裁判官、検察官、政府職員及び学識経験者の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。
3 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思料するとき、又は第一項の請求があつたときは、外国法事務弁護士綱紀委員会にその調査をさせなければならない。ただし、同一の事由について前項の調査が行われているときは、この限りでない。	2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、日本弁護士連合会の請求により、外国法事務弁護士の懲戒に關して必要な審査を行うものとする。 (組織) 第五十六条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員十五人をもつて組織する。	6 第二項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。	6 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士綱紀委員会の委員の任期について準用する。
4 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士綱紀委員会が前項の調査により外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めたとき、又は第二項の請求があつたときは、外国法事務弁護士懲戒委員会にその審査を求めなければならない。	2 委員のうち、八人は弁護士の中から、六人は裁判官、検察官及び政府職員の中からそれぞれ二人ずつ、一人は学識経験者の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。	7 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員及び予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。	7 第四項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。
5 日本弁護士連合会は、第一項又は第二項の請求に係る外国法事務弁護士を懲戒したとき、又はその外国法事務弁護士を懲戒しないこととしたときは、その旨を第一項の請求をした者又は第二項の請求をした弁護士会に通知しなければならない。	3 外国法事務弁護士懲戒委員会に委員長を置く	2 外国法事務弁護士綱紀委員会は、第五十三条第三項の調査を行うものとする。	5 外国法事務弁護士綱紀委員会に委員長を置き、委員が互選する。
6 弁護士法第五十五条第一項の規定は、第二項	3 外国法事務弁護士懲戒委員会に委員長を置く	3 外国法事務弁護士綱紀委員会は、委員若干人をもつて組織する。	5 外国法事務弁護士綱紀委員会に委員長を置き、委員が互選する。

和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(訴えの提起)

第六十条 第二十六条の規定による登録を拒絶された者、第二十八条第三項において準用する第二十六条の規定により登録換えを拒絶された者、第三十条第二項の規定により登録を取り消された者又は第五十一条の規定による懲戒を受けた者は、東京高等裁判所に当該処分取消しの訴えを提起することができる。

2 登録請求又は登録換え請求をした者は、その請求の日の翌日から起算して五箇月を経過しても、日本弁護士連合会が当該請求に対して何ら処分をしないときは、当該登録又は登録換えを拒絶されたものとして、前項の訴えを提起することができる。

(非外国法律事務弁護士虚偽標示の禁止)

第六十一条 外国法律事務弁護士でない者は、外国法律事務弁護士又は外国法律事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

(法務省令への委任)

第六十二条 この法律に定めるもののほか、承認及びその取消し並びに指定及びその取消しの手続その他第三章の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第六章 罰則

第六十三条 外国法律事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行ったときは、二

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 国内の裁判所における訴訟事件(刑事に関するものを除く)、非訟事件、家事審判事件、民事執行事件その他民事に関する事件の手続についての代理

二 刑事に関する事件の手続についての代理、刑事に関する事件における弁護士としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三 国内の行政庁に対する異議申立て、審査請求その他の不服申立事件の手続についての代理

四 国内において効力を有し、又は有した法(原資格国法又は指定法に含まれる条約その他の国際法を除く。)の解釈又は適用についての書面による鑑定

第六十四条 偽りその他不正の手段により、外国法律事務弁護士名簿に登録をさせ、又は登録に指定法の付記をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十五条 第五十条において準用する弁護士法第二十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六十六条 第五十条において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

する。

第六十七条 外国法律事務弁護士又は外国法律事務弁護士であつた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知ることができた人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第六十八条 第六十一条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(実務経験年数に関する特例)

2 外国弁護士となる資格を有する者でこの法律の施行の際現に国内において弁護士に雇用され、かつ、当該弁護士に対しその外国弁護士となる資格を取得した外国の法に関する知識に基づいて労務を提供しているものが、この法律の施行前の期間でその資格を取得した後の期間において国内で弁護士に対してその外国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、第十条第一項第一号の規定の適用については、通算して二年を限度としてその資格を取得した外国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

(民事訴訟法の一部改正)

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二百八十一条第二号中「弁護士」の下に「(外国法律事務弁護士ヲ含ム)」を加える。

(弁理士法の一部改正)

4 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「弁護士」の下に「若ハ外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

(公認会計士法の一部改正)

5 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五五号)」の下に「若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

6 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百五条及び第百四十九条中「弁護士」の下に「(外国法律事務弁護士を含む)」を加える。

(弁護士法の一部改正)

7 弁護士法の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「弁護士」の下に「若しくは外国法律事務弁護士」を加える。

第十三条第一項中「前条第一項第一号」を「第

十二条第一項第一号に改める。

第七十五条第二項及び第七十七条中「五万円」を「百万円」に改める。

第七十九条中「五万円」を「二十万円」に改める。

(税理士法の一部改正)

8 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)」の下に「若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

(一) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)第二十四条第一項(登録)の外国法律事務弁護士の登録

(法務省設置法の一部改正)

11 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 外国法律事務弁護士に関する事項

理 由

最近における国際的な法律事務の増大にかんがみ、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資するため、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に關

第二十四条第一号及び第四十三条中「弁護士」

の下に「外国法律事務弁護士」を加える。

(所得税法の一部改正)

9 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二百四十一条第二号中「弁護士」の下に「外国法律事務弁護士を含む。」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

10 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(一)の次に次のように加える。

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における国際交流の活発化に伴う国際的法律事務の増大とこれに対する的確な対処が不十分である現状等にかんがみ、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国にお

る日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資

するため、相互の保証の下に、外国の弁護士と

なる資格を有する者が国内において外国法に關

する法律事務を取り扱うことができるのみを開

き、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の特

例に準じて規律する等の特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法務大臣の承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けた者は、外国法律事務弁護

士となることができるものとする。

2 法務大臣の承認及び日本弁護士連合会の登録を受けるための要件は、相互主義の要件を

満たす外国の弁護士となる資格を有し、かつ、当該外国において五年以上の実務経験を有するもの等とすること。

5 外国法律事務弁護士の権利及び義務は、我が

国の弁護士の特例に準ずるものとするほか、外

国法律事務弁護士の名称、事務所等について、その特性に応じた規律をするものとするこ

と。

6 外国法律事務弁護士は、我が国の弁護士を雇用し、又は我が国の弁護士と共同経営をしてはならないものとする。

7 外国法律事務弁護士は、弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとし、弁護士会及び日本弁護士連合会が、その指導、連絡及び監督に関する事務を行うものとする。

8 外国法律事務弁護士の登録及び懲戒に関する処分は、日本弁護士連合会に、日本弁護士連合会に、外国法律事務弁護士登録審査会、同紀委員会及び同懲戒委員会を置くものとし、弁護士、裁判官、検察官、政府職員及び学識経験者がその委員となるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における国際的な法律事務の増大にかんがみ、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資するため、相互の保証の下に、外国の弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるのみを開き、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の例に準じて規律する等の特別の措置を講じようとするものであり、その措

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

七二六

置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年四月二十二日

法務委員長 福家 俊一

衆議院議長 坂田 道太殿

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和六十一年三月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項ただし書中「日用品の購入その他これに準ずる」を削り、「必要な行為」の下に「であつて労働省令で定めるもの」を加え、「行なう」を「行う」に、「最少数額」を「最小限度」に改める。

第八條の二を第八條の三とし、第八條の次に次の一条を加える。

第八條の二 年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額(以下この条において「年金給付基礎日額」という。)については、前条に定めるもののほか、この条に定めるところによる。

年金たる保険給付を支給すべき場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を年金給付基礎日額とする。

一 前条の規定により給付基礎日額として算定した額が、労働省令で定める年齢階層(以下この条において単に「年齢階層」という。)ごとに年金給付基礎日額の最低限度額として労働大臣が定める額のうち、当該年金たる保険給付を受けるべき労働者の当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する保険年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)に属する八月一日(当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、当該保険年度の前の保険年度に属する八月一日。以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償年金又は遺族年金を支給すべき場合にあつては、当該支給をすべき事由に係る労働者の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該労働者の基準日における年齢。次号において同じ。)の属する年齢階層に係る額に満たない場合 当該年齢階層

層に係る額

二 前条の規定により給付基礎日額として算定した額が、年齢階層ごとに年金給付基礎日額の最高限度額として労働大臣が定める額のうち、当該年金たる保険給付を受けるべき労働者の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合 当該年齢階層に係る額

前項第一号の労働大臣が定める額は、年齢階層ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年齢階層に属するすべての労働者を、その受けている一月当たりの賃金の額(以下この項において「賃金月額」という。)の高低に従い、二十の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを基礎とし、労働者の年齢階層別の就業状態その他の事情を考慮して定めるものとする。

前項の規定は、第二項第二号の労働大臣が定める額について準用する。この場合において、前項中「最も低い賃金月額に係る」とあるのは、「最も高い賃金月額に係る階層の直近下位の」と読み替へるものとする。

第十四條第一項に次のただし書を加える。

ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給

付の額は、給付基礎日額から当該労働者に対して支払われる賃金の額を控除した額の百分の六十に相当する額とする。

第十四條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により休業補償給付の額を改定すべき場合における第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「賃金の額」とあるのは、「賃金の額を次項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により休業補償給付の額を改定すべき場合に当該改定に用いるべき率と同一の率で除して得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とする。

第十四條の次に次の一条を加える。

第十四條の二 労働者が次の各号のいずれかに該当する場合(労働省令で定める場合に限る。)には、休業補償給付は、行わない。

一 監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

第二十二條の二第二項中「及び第三項」を「第三項及び第四項並びに第十四條の二」に、「同条第一項」を「第十四條第一項」に改め、「前項」の下に「とあり、及び「次項」を、「第二十二條

の「第二第三項」との下に「同条第四項中「第二項において」とあるのは「第二十二條の二第三項において」とを加える。

第二十五條第一項中「行なつた」を「行つた」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四條の二第一項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五條第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故

第五十八條第一項中「支給された当該障害補償年金」の下に「の額（その年金の額が第六十四條第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五條の二第一項において読み替えて適用する第八條の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を同条第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四條第一項の規定により、第六十五條の二第二項において読み替えて適用する第八條の二第二項に改定されたものである場合においては、当該改定がされなかつたものとしたときに得られる額とする。）を加え、第六十四條第二項において準用する同条第一項又は「読み替えて」を削る。

加え、「第六十四條第一項又は」を削る。

第六十一條第一項中「支給された当該障害年金」の下に「の額（その年金の額が第六十四條第三項において準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五條の二第二項において準用する同条第一項において読み替えて適用する第八條の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を同条第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四條第三項において準用する同条第一項の規定により、第六十五條の二第二項において読み替えて適用する第八條の二第二項に改定されたものである場合においては、当該改定がされなかつたものとしたときに得られる額とする。）を加え、第六十四條第二項において準用する同条第一項又は「読み替えて」を削る。

第六十四條第一項中「（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項中「第六十五條の二第二項」とあるのは、「第六十五條の二第二項において準用する同条第一項」と読み替へるものとする。

るものとする。

第六十四條第一項の次に次の一項を加える。
第六十五條の二第二項において読み替えて適用する第八條の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金に係る同条第一項に規定する年金給付基礎日額としてこれらの年金の額を算定して支給すべき場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による改定をしないこととして算定した年金の額によりこれらの年金を支給する。

第六十五條第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第六十五條の二 第六十四條第一項の規定により障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給すべき場合における第八條の二の規定の適用については、同条第二項中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、第六十四條第一項の規定による障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定すべき場合に当該改定に用いるべき率と同一の率を乗じて得た額」とする。

前項の規定は、障害年金、遺族年金又は傷病年金について準用する。この場合において、同項中「第六十四條第一項」とあるのは、「第六十四條第三項において準用する同条第一項」と読み替へるものとする。

第六十六條第一項中「遺族補償年金」の下

に「の額（その年金の額が第六十四條第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五條の二第一項において読み替えて適用する第八條の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を同条第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四條第一項の規定により、第六十五條の二第二項において読み替えて適用する第八條の二第二項に改定されたものである場合においては、当該改定がされなかつたものとしたときに得られる額とする。）を加え、第六十四條第一項において準用する同条第一項又は「読み替えて」を削り、同条第二項中「読み替えて」を削り、「遺族年金及び」を「遺族年金の額（その年金の額が第六十四條第三項において準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五條の二第二項において準用する同条第一項において読み替えて適用する第八條の二の規定により同条第二項第一号又は第二号の労働大臣が定める額を同条第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四條第三項において準用する同条第一項の規定により、第六

十五条の二第二項において準用する同条第一項において読み替えて適用する第八条の二第二項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるとした場合において当該改定がされなかつたものとしたときに得られる額とする。)及び「に改め、第六十四条第二項において準用する同条第一項又は」を削る。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(保険関係の成立の届出等)

第四条の二 前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

2 保険関係が成立している事業の事業主は、前項に規定する事項のうち労働省令で定める事項に変更があつたときは、労働省令で定める期間内にその旨を政府に届け出なければならない。

第十二条第三項中「三保険年度の次の保険年度に属する十二月三十一日」を「三保険年度中の最後の保険年度に属する三月三十一日(以下こ

の項において「基準日」という。)」に、「同日以前三年間」を「当該連続する三保険年度の間に」、「労災保険率」を「前項の規定による労災保険率」に、「(第二十条第一項を(第二十条第一項第一号に、「調整率」を「第一種調整率」に、「労災保険率から」を「前項の規定による労災保険率から」に、「同日を含む保険年度の次の」を「基準日の属する保険年度の次の」に改め、同項第二号中「三十人」を「二十人」に、「労災保険率」を「前項の規定による労災保険率」に改める。

第十三条中「事業についての」の下に「前条第二項の規定による」を加え、「前条第三項を」同条第三項に改める。

第二十条第一項第一号中「調整率」を「第一種調整率」に改め、同項第二号中「調整率」を「第二種調整率(業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用、有期事業に係る業務災害に関する保険給付で当該事業が終了した日から九箇月を経過した日以後におけるものに要する費用その他の事情を考慮して労働省令で定める率をいう。)」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(口座振替による納付等)

第二十一条の二 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料(以下この条に

において単に「労働保険料」という。)の納付(労働省令で定めるものに限る。)をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

2 前項の承認を受けた事業主に係る労働保険料のうち、この章の規定によりその納付に際し添えることとされている申告書の提出期限とその納期限とが同時に到来するものが労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後であるときにおいても、その納付は、納期限においてされたものとみなして、第二十六条及び第二十七条の規定を適用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の改正規定(「(第二十条第一項を(第二十条第一項第一号に、「調整率」を「第一種調整率」に改める部分を除く。))及び同法第十三条の改正規定並びに附則第九条の規定 昭和六十二年三月三十一

日

二 第一条中労働者災害補償保険法第七条第三項ただし書及び第十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十条の二第二項及び第二十五条第一項の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第三項の改正規定(「(第二十条第一項を(第二十条第一項第一号に、「調整率」を「第一種調整率」に改める部分に限る。))及び同法第二十条第一項の改正規定並びに次条、附則第五条から第八条まで及び第十条の規定 昭和六十二年四月一日

三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十一条の次に一条を加える改正規定 昭和六十三年四月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労災保険法」という。)第七条第三項ただし書の規定は、昭和六十二年四月一日以後に発生した事故に起因する労働者災害補償保険法(以下「労働保険法」という。)第七条第一項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用する。

第三条 新労災保険法第八条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る労働保険法の規定による年金たる保険給付(以下単に「年金たる保険給付」という。)

の額の算定について適用する。

第四条 同一の業務上の事由又は通勤による障害（負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。）又は死亡に關し、施行日の前日において年金たる保険給付を受ける権利を有していた者であつて、施行日以後においても年金たる保険給付を受ける権利を有するものに対する当該施行日以後において受ける権利を有する年金たる保険給付（以下この項において「施行後年金給付」という。）の施行日以後の期間に係る額の算定については、当該施行日の前日において受ける権利を有していた年金たる保険給付（以下この項において「施行前年金給付」という。）の額の基礎として用いられた労災保険法第八条の給付基礎日額（同日において支給すべき当該施行前年金給付の額が第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により改定されたものである場合には、当該給付基礎日額に当該改定に用いた率と同一の率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）とする。以下この条において「施行前給付基礎日額」という。）が、新労災保険法第八条の第二項第二号の労働大臣が定める額のうち、当該施行後年金給付に係る同号に規定する年金たる保険給付を受けるべき労働者の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合には、同

項（新労災保険法第六十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）において読み替へて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該施行前給付基礎日額を当該施行後年金給付に係る新労災保険法第八条の第二項に規定する年金給付基礎日額とする。

2 施行前年金給付が遺族補償年金又は遺族年金である場合であつて、施行日以後において、当該遺族補償年金又は遺族年金を、労災保険法第十六条の四第一項後段（労災保険法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により次順位者に支給するとき、又は労災保険法第十六条の五第一項後段（労災保険法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により次順位者を先順位者として支給するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金又は遺族年金を受けける権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項の規定により施行前給付基礎日額を新労災保険法第八条の二第一項に規定する年金給付基礎日額として年金たる保険給付の額を算定して支給すべき場合であつて、新労災保険法第六十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により当該年金たる保険給付の額を改定して支給すべきときは、同条第一項の規定にかかわらず、当該改定をしないこととして算定した年金

の額により当該年金たる保険給付を支給する。

4 前項の規定により算定した年金たる保険給付の額に係る次の各号に掲げる新労災保険法の規定の適用については、当該各号に定める額が、同項の規定を適用しないものとして当該年金たる保険給付の額を算定することとした場合において用いられることとなる新労災保険法第六十四条第一項の規定による改定に係る率と同一の率を用いて同項の規定により改定されたものであるとした場合において当該改定がされなかつたものとされたときに得られる額を、それぞれ当該各号に定める額とみなす。

- 一 新労災保険法第五十八条第一項 同項に規定する障害補償年金の額
- 二 新労災保険法第六十一条第一項 同項に規定する障害年金の額
- 三 新労災保険法第六十六条第一項において読み替へて適用する新労災保険法第十六条の六 同条第二号に規定する遺族補償年金の額
- 四 新労災保険法第六十六条第二項において読み替へて適用する新労災保険法第二十二條の四第三項において準用する新労災保険法第十六条の六 同条第二号に規定する遺族年金の額
- 第五条 新労災保険法第十四条（新労災保険法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和六十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた労災保険法の規定による

休業補償給付又は休業給付について適用する。

第六条 新労災保険法第十四条の二（新労災保険法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和六十二年四月一日以後に新労災保険法第十四条の二各号のいずれかに該当する労働者について適用する。

第七条 新労災保険法第二十五条第一項の規定は、昭和六十二年四月一日以後に発生した事故について適用する。

（第二条の規定の施行に伴う経過措置）

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第二条第一項に規定する労働保険の保険関係が成立している事業に關し、第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）第四条の二第一項又は第二項の規定による届出に相当する第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「旧徴収法」という。）に基づく労働省令の規定による届出をしている事業主は、それぞれ新徴収法第四条の二第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第九条 昭和六十一年十二月三十一日以前に旧徴収法第十二条第三項に規定する場合に該当した事業に關する昭和六十二年四月一日から始まる保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）以前の各保険年度に係る労

災保険率については、なお従前の例による。

2 昭和六十二年三月三十一日において徴収法第

三条に規定する労働保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に関する昭和六十三年四月一日から始まる保険年度から昭和六十五年四月一日から始まる保険年度までの各保険年度に係る労働保険率に関する新徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「各保険年度」とあるのは、「昭和六十一年四月一日から始まる保険年度以前の各保険年度において労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）第二条の規定による改正前のこの項の各号のいずれかに該当し、かつ、当該連続する三保険年度中に昭和六十二年四月一日から始まる保険年度以後の保険年度が含まれるときは、当該連続する三保険年度中の同日から始まる保険年度以後の各保険年度」とする。

第十条 徴収法第二十条第一項に規定する有期事業であつて労働省令で定めるものに該当する事業のうち、昭和六十二年四月一日前に徴収法第三条に規定する労働保険に係る労働保険の保険関係が成立した事業に係る確定保険料の額については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の業務災害又は通勤災害に関し支給する年金たる保険給付の給付基礎日額について年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を定めることとする等労働者災害補償保険による保険給付の内容の改善整備を図るとともに、事業場ごとの業務災害の状況に応じた同保険に係る保険料率の改定に関する措置の対象となる事業場の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、労働者の業務災害又は通勤災害に関し支給する年金たる保険給付の給付基礎日額について、年齢階層別の最低限度額及び最高限度額を定めることとする等保険給付の内容の改善整備を図るとともに、メリット制度の対象事業場の範囲の拡大等を行うとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 労働者災害補償保険法の一部改正

（一）年金たる保険給付の給付基礎日額について、年齢階層別の賃金の実態を基礎として

労働者の年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定め、その給付基礎日額が、労働者の年齢階層に応ずる最低限度額を下回り又は最高限度額を超える場合には、その最低限度額又は最高限度額を給付基礎日額とすること。

（二）労働者が所定労働時間の一部のみの労働した場合の休業補償給付の額は、給付基礎日額からその労働に対して支払われる賃金を控除した額の二〇〇分の六〇に相当する額とすること。

（三）労働者が監獄等に収容されている場合は、休業補償給付を支給しないこととする。

（四）通勤災害に関する休業給付についても、（二）及び（三）と同様の改正を行うこと。

（五）通勤災害について、労働者の通勤経路からの逸脱又は通勤の中断の後の往復が通勤とされる行為を、日常生活上必要な行為であつて労働省令で定めるものとする。

（六）事業主が故意又は重大な過失により保険関係の成立の届出を怠つていた期間中に生じた事故について、保険給付を行つたときは、政府はその費用の全部又は一部に相当する金額を事業主から徴収することができること。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

（一）継続事業のメリット制度の対象事業場の範囲を使用労働者数二十人以上（現行三十人以上）の規模に拡大するほか、メリット収支率の算定期間を三年度間（現行三暦年間）に改めること。また、有期事業のメリット収支率の算定に当たり用いる調整率について所要の改正を行うこと。

（二）労働保険の保険料の納付の手續について、口座振替による納付の方法を導入すること。

3 施行期日等

（一）この法律の施行期日は、年金たる保険給付に係る給付基礎日額の改正は昭和六十二年二月一日、継続事業に係るメリット制度の改正は同年三月三十一日、労働保険の保険料の納付の手續に係る改正は昭和六十三年四月一日とし、その他の改正事項は昭和六十二年四月一日とする。

（二）施行時において、年金給付を受ける権利を有している者の給付基礎日額が最高限度額を超える場合には、その給付基礎日額を基礎として給付額を算定する等、所要の経過措置を設けること。

二 議案の可決理由

高齢化社会の進展等最近における社会経済情勢にかんがみ、保険給付の内容を改善整備するとともに、メリット制度の対象事業場の範囲の拡大等を図ることは、時宜に資するものと認

め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年四月二十二日

社会労働委員長 山崎 拓

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一 最近における高齢化の進展を踏まえ、高齢被災労働者の介護施策について、積極的に検討を進めること。

二 最近の技術革新等労働環境の複雑多様化に即応して、職業性疾病の認定基準の見直しを進めるとともに、労働災害防止対策の充実を図ること。

三 被災労働者の社会復帰施策については、職業訓練、職業紹介等の分野との連携をとりながら、その充実に努めること。

四 労働災害の防止、給付事務処理の迅速化等を図るため、必要な職員の確保に努めること。

五 メリット制度の適用の拡大に伴い、多発のおそれのある「かくし災害」等の防止に努めること。

六 給付水準については、諸外国及び他制度の動向を勘案しつつ、今後ともその改善に努めること。

昭和六十一年四月二十二日 衆議院會議録第二十三号

七三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京五二二六六
平 106

定価
二二〇円部